

令和6年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月5日（木曜日）

10時00分開議

16時20分散会

出席議員（10名）

1番 議員	岡田良成	2番 議員	藤堂賢太郎
3番 〃	藤原大	4番 〃	藤崎源彦
5番 〃	大野直孝	6番 〃	片岡智準
7番 〃	竹本文直	8番 〃	若藤敏久
9番 〃	野村安夫	10番 〃	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画振興課長	荒木紀和	農林課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	医療保険課長	西森秀成
健康福祉課長	日浦けさお	建設課長	神岡孝司
会計管理者兼出納室長	福原和美	教育次長	片岡信博
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也	池川総合支所長兼池川地域課長	井上健一

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	田村沙織
--------	------	----	------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順で配付しておるとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号1番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○1番 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、ただいまから質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、項目に挙げました4点であります。

まず、小中一貫校、今後どのようにするかというまず質問でございます。

議会での反対討論では、建設費の費用の問題、地域が寂れる、あるいは危険性があるという指摘から、議会では否決をされました。そこで町長は、議会、あるいは住民、PTAにどのような町長自ら説明したのか。

そしてまた、小中一貫校は町長の第一の目的といたしますか、そういうものからして、今後、町長はどのように考えておるか。そしてまた、どういうふうな対策をもって説明をしていくのかということをまずお聞かせを願いたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 岡田議員のご質問にお答えします。

学校再編について、保護者及び地区への懇談会・説明会は、町内全域を対象としたものは各地域で2回ずつ行いました。また、先日の地域長・区長会でも再編について説明をさせていただきました。町が構えた会に参加しづらい方もたくさんおられると思いますので、不定期的に町広報へ記事を掲載し、問題提起や説明をさせていただいております。その都度、町民の皆様からご意見やご質問を頂いており、何らかの形で検討や回答をさせていただいております。

小中一貫校は断念したのかとのご質問ですが、当然、小中一貫校の設置は町の一貫した方針であります。今までにもご説明させていただきましたとおり、児童生徒数の減少、施

設の老朽化など多くの問題が山積している中、これからの子供たちの教育環境を整えていくため、学校再編は仁淀川町にとって必要なこととあります。

ご指摘のとおり、教育委員会の説明が至らないところがあり、いまだ十分には住民の皆様がこの問題が浸透していないところであると思います。今後予定しております住民懇談会など様々な機会を通じ、説明を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 古味町長。

○町長 岡田議員の質問にお答えいたします。

昨年度の3月定例会の行政報告でも申し上げましたが、教育委員会の提言書のとおり、小学校1校、中学校1校の小中一貫校で、安全面が確保されれば、旧吾川中学校がある場所が望ましいとの見解でありますし、私も将来を考えればこの再編案しかないと考えておりますので、教育委員会と連携しながら、関係者の皆様にご理解いただけるよう、丁寧に説明していきたいと考えておりますと報告をしております。

また、その後、4月25、30日に地域に出向いて保護者地区説明会・懇談会に出席をいたしました。PTAの役員とは、署名活動の打合せなどを通じて、幅広く周知・説明するよう促したところでございます。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 町長の答弁と教育長の答弁をお聞きいたしました。私は今、この説明会に町長自らが行って説明したのか。それだけの熱意持ってやったのか、そしてまた、先ほど申し上げましたように、今後、説明会があろうと思うんですが、やはり我が町のトップがじきじきに出向いて、誠心誠意説明をしていただいて、納得をしてもらおうようにしていただきたい、このように思います。

そしてまた、先日もこの学校用地の建設費ということで質問がありました。私もこういふことで提言している限り、どのような状況で返済があるのか、町はどれだけの負担をするのかということと計算してまいりました。約33億、3分の1が国の補助金です。それからあとは、過疎債を使えば7割が返ってくるという計算をしたら、起債の償還は12年間、3年間で据置きと。9年払いをしたときに、私の計算では1年間で7,733万3,000円、1年間で約7,700万の償還をするということで建設費はできると、こういうふうに理解しております。

そしてまた、先日も、地域が寂れるという討論から、今現在、仁淀川町の人口を見たときに、どんどんどんどん過疎化になっていく。今、生徒数も196ですか。あと七、八年もすれば50人減少するというのはデータで出ております。ならば、5年先には140何がしのデータも出ております。

将来を見たときに、今、特に長者地区の保育所の保護者の方々、それに関係する方々は、とにかく子供が少ない、子供がかawaiiそうという思いを長年持った上で、それでまた、地域の方々と懇談をしながら、地域は寂れるけれども、仁淀川町の将来を考えたら統合すべきだという結論を出しております。

そしてまた、あと6年も待つ間については、少しでも生徒の多いところへという思いから、ふたば保育園、あるいは別府小学校、一貫校ができるまで、仁淀のふたば保育園のほうに統合してもらいたい。自ら地域住民からそういう陳情をして、あとは一貫校を待つばかりだという声、そしてまた、私は池川地区のほう、そしてまた仁淀のPTAの方々、あるいは住民の方々、私は仁淀の方々がどういう話をするかということを知ったときに、一日も早くやってやらないと子供がかawaiiそうだ。池川もそういう声です。そしてまた、池川のPTAの方にも聞いたら、将来を考えたら一貫校にしてもらいたい。これが私が聞いた胸の内なんです。だから、今、うちの議員さんについては、今この目の前も大事ですけども、10年、20年先を見たときにどういう状況になるかということを考えて、結論を出していただきたい。

そしてまた、危険性があるというお話がありました。私はこれはある意味、中学生が考えたら分かると思う。誰も危険性のあるところへ家を建てない。これは常識です。しかし、昨日の話では、大渡ダムが決壊したら、とんでもない話。反対理由づけの1つ。将来の仁淀川町、子供のことを、仁淀川町のことを考えたら、もうちょっと大局的に私は考えてもらいたいというふうな思いがあります。ですから、私はこの一貫校については当初から賛成の立場を取っております。

その意味で、ぜひとも町長、今後とも、今先ほど町長と教育長が申しあげましたように、ぜひとも推薦してもらいたい。そしてまた、町長については、自ら地域に出向いて町民の声、いろんなものを、仁淀川町のトップですから言うたことについて責任を持って、仁淀川町がよくなるのであれば、出向いていってでも説明する。これは、将来の仁淀川町を左右する大きな問題だと思えます。今ひとつ子供の立場、地域のことを考えたときに、何が正しいか。今現在も大事ですけども、10年後、20年後どうなるかと頭に絵を描いたら、私

は分かることだと思います。

だから、先ほど申し上げましたように、建設費の問題、約1年間で7,700万の支出があると。これ9年償還です。それから地域も寂れる。今の現状のままであっても寂れる。こういうことがあります。そして危険性。誰も危険なところに建てはせん。その答えは中学生でも出ます。常識です。説明していただきたい。

それともう1つ、学校を編成するに当たって、先日も仁淀の懇談会では、後の地はどうするよということを提起されました。これも執行部はそれなりに考えておるとは思いますが、私は今、いの町の本川中学校の話を聞いてまいりました。本川中学校では、留学生が17名、地元の子供さんが4名、そういう学校であります。そしてあそこの場合は、一貫校にするにしても、地形的にバスで通学しても1時間ぐらいかかるといような状況です。そこでも努力をして、中学生に留学してもらおう方策を考え、今、学校の運営をしております。

じゃあ今度、もし仮に建築をされたならば、そういうことも考えて、留学生を受け入れる。全国からやる。仁淀川町には自然がある。文化がある。観光地がある。私は、全国に呼びかけてでも、1人でも中学生に留学してもらおう。1人でも人口が増える。交流人口が増えれば地域の活性化にもつながる。こういう思いをいたしました。

ですから、今度建築をするならば、特徴のある、全国に公募して来ていただけるような魅力のある学校づくり、そうすれば、今の中では、そういう留学生、50人、60人増えるかも分かん。そういう思いを今いたしております。

そういうようなことで、とにかく私は、本当に大事な案件でありますので、町長も真剣に地域に出向いて、トップが説明すればみんな分かってくれます。私は今、議員の皆さんからもこういうことで反対がありましたけども、町長が丁寧に事情を説明すれば、ほとんど分かっていただけというふうな私は自信を持っております。ですから、町長も自ら行って、トップが行って、説明会へも行く。そしてまた、話ができるグループについては、出向いていってでも、こういうことでということを事情を説明したら皆分かってくれると思います。

ですから、今後においては、今、学校の跡地の問題がありますけども、私はこれも提案があります。高知大学に無償でキャンパスを与える。あるいは研究所をこしらえてもらう。あるいは企業に、こういうふうな施設がある、無償で貸すから来てくれと。あるいは、私は見ましたけども、閉校舎の土地で、水耕栽培ですか、URがやっています。だから、考

えればいくらでもあると思うんですよ。

だから、知恵を絞って、本当に仁淀川町を思えば、どうするかということを実際に考えていただいて、やっていただきたい。デスクだけじゃないですよ。現場の現地を見て、仁淀川町のためにぜひとも信念を持ってやっていただきたいというのが私の提案であります。町長、答弁をお願いします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 岡田議員の再質問にお答えいたします。

今後の説明会につきましては、積極的に出向き、説明をしていきたいと考えております。また、財源についてですが、面積等にもよりますけれど、今後、詳細に分析をして、計画を立てていきたいと考えております。

また、地域が寂れるということですが、地域から子供がいなくなるわけではございません。登校する学校がまとまるということですので、地域には子供がおるといような状況には変わりないと思います。

そして、学校跡地なんですけれど、企業誘致も一案とは思いますが、学校跡地の再利用につきましては、地域との協議が大前提となるかと思えます。地域との話合いが求められると思えます。小中一貫校のめどが立てば、地域との協議を加速させて、地域の振興対策、こういったことも含めて協議をしていきたいと考えております。

繰り返しになりますけれど、地域懇談会といいますか、説明といいますか、そういったところには積極的に今後出向いていきたいと考えております。

○議長 以上で1問目を終わります。2問目に移ります。岡田良成君。

○1番 先ほどの答弁につきましては、私と若干ずれがありますけれども、もう1人の方が質問しておるようになっていきますので、やめます。ですから、今回は2問目について質問させていただきます。

運行していないバス管理料を支払っているが、その理由を聞きたい、こういう題目で一般通告をいたしております。

それで、町民バスのスクールバス、令和3年度と4年度、5年度の定期外運行計画数、運行費用、運行しない回数、費用を質問する前に資料の提出をお願いしたいということを提示しておりますけれども、提出はないということの了解でよろしいですか。その表は提示をしてないということの了解の下で、私が質問してまいりたいと思えます。

私は、こういうことも提示してくれということは、私なりに根拠がなければできません。

したがいまして、私の根拠の資料を配付させていただきたいと思います。ちょっと休憩で。

○議長 休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を継続します。

○1番 執行部のほうからは資料が出ておりませんので、私は執行部の資料に基づいて、私なりの資料を作り上げましたものを議員さん方の手元のほうに配付をさせていただきました。質問の一環でございますので、説明をしながらさせていただきたいと思います。

今、私は開示請求を通算16回やりました。その中からの執行部からの資料に基づいてやっております。これは、資料は5年度だけでありますけれども、3年も持っています。これは開示請求で29年、2年、5年を取っております。3年も5年もありますけれども、まず近々の、近い5年度の資料であります。

それにマネジメントサービス定期外運行というのを一番初めに書いてあります。これは計画表ということですので、私はその計画表も全部開示請求で頂いております。これは、5年度を見れば606回、これは私の数字とこの資料から、もらっている資料から数えても606回なんです。この606回の数字は、1,024万4,331円と、こうなっております。

それで、今言う開示請求で、実行表全部、これですけれども、全部出ております。運行しているのも全部出ております。この資料から数え出した数字が、実施回数が431回、運行されてないという空欄のところは175回。

私は、これに書いてありますけれども、計算方法は数字じゃなかったです。単に回数で計算をしました。それで、計算方法も書いてありますけど、5年度は1,024万4,331円割るの606回という回数で割りました。そしたら、1回の回数が1万6,905円、1回運行する場合、そういう金額です。それに対し、運行している実施運行については728万6,055円。運行実績表には掲載されてない回数が175回。それで単純計算をして一律でやった場合には295万8,027円。運行してないのにこれだけの金額が出ておると。

これはもう、話を申し上げますけれども、先日開示請求をいたしましたけれども、3年と4年を開示請求いたしました。ところが、4年は不存在ということで、開示をされませんでした。ですから、この数字は分かりませんが、今、運行実績を見れば、回数だけは出ます。そういうことで4年度は計算をしておりません。

今、3年と4年だけで運行をしてないのに支払った金額が、1回の回数割でありますけども、607万5,629円です。これは3年と4年だけです。4年は書いておりません。そういう金額になります。そして私はこういうことで一応作成をいたしました。それも全部、執行部から出た、それを基に全部作成しております。

今、先日もあるところへ相談に行きました。そのある人は、数字も大事けども、時間割は出ませんかということを問われました。その時間割も全部今開示請求で頂いております。これで出たら、全部出ます。運行してないのとしてるのと。時間も出ています。だから、私が今ちょっと計算したら、この時間も合わないと思います。これはあるところへも時間の提出もします。

そういうことの経過の中で、今皆さん方のお手元にも配ってないかも分かりませんが、配ってないね。条例というのがあるんですよ。基本条例。この基本条例には、まず読み上げますけども、第8条ですか、甲は管理業務の実施の対価として乙に対して管理代行料を支払うものとする。実施に対して払うものとする。

それから、これも当然に読み上げますけども、25条、事業計画書の提出、乙は指定期間における事業年度、毎年度、甲が指定する期日までに事業計画書を提出しなければならない。ですから、これはいわゆる事業所は計画書を提出しなさいと、こういうことです。

それから、28条、定期報告書。28条の2、乙は指定期間における事業年度ごとに毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出せないかん。それから、28条の2、定期報告書。乙は毎月終了後10日以内に実行実績報告書を甲に提出しなさい。

それから検査、第29条、甲は毎年度終了後、本協定書等に定める内容に基づき、管理業務の完了を確認し、検査を行うものとするというのが条例に載っております。こういうようなことを定めております。

私は今、計画したらマネジメントをかけなさい。それを町は精査をしなさい。毎月です。毎月報告書を受けないかんということで、これはマネジメントもこれだけのお金をもらっておる。運行してない実績でもらっておるということの、承知の上でやっているとは思えない。そしてまた、執行部は、全部この書類に出しております回数を数えたときに、運行してないのに、実施をしてないのに払っておる。ということは、606回で1,024万4,331円と明確に書かれております。

だから私は、私がこんなものを当然するよりは町から作成したものを見たい、出してもらいたいという要望をしておりますけども、出なかったから、こういうものを作成してま

いりました。

そして、私ごとになります、ちょっと時間を頂きますけども、経過の報告をいたしたいと思います。今、この問題が起きてから2年半になります。私は、それは町長からも依頼を受けた。これは6月の議会で明確に言っております。

そういう経過の下から、一番初めに始まったのは、3年の12月議会から質問しております。そして、一番初めに開示請求したのは5年の1月5日、開示請求をやりました。それ以後、先ほど申しあげましたけど、16回にわたりやっております。そして、その間には監査請求、審査請求やりました。

私は今回が2年半の最後の質問であり、これで終結ができるというように思います。というのは、私は5年の11月6日、佐川署のほうに告発状を持っていきました。警察のほうからは、これでは立件ができにくいから、立件を受理するわけにはいきません。しかし、この問題については重視をしておりますということで、ずっと佐川署のほうは告発状を受け取ってもらっております。

そういう経過の中で、今、そしてまた警察のほうでもそういうことですので、高知の地検のほうに弁護士を通じて訴状を入れました。これは日にちが令和6年、今年6月14日です。そういうことの経過もあります。

そして私は、もう皆さんご承知のとおり、私の家内も当時は勤めておりました。家内からは、もうやめてくれと。私も会社に行っている限りいろんなことを言われるだろうと。あんたは何でやるよと。そしてその間には、その社長から、これ以上やるとあんたを恨むと言われることも言われてまいりました。

そして、電話でも3回、2回は取らなかったけど、1回目からいわゆる私が不快な思いをするような電話がありました。

そしてまた、議員さんの中からは、社長と、これ常任委員会の5月5日ですけど、資料に残っています。何回も何回も同じ質問をする。行政が停滞する。そしてまた、内部文書を開示をしよる。社長、名誉毀損になるから、何とかここを通してくれと。名誉毀損で訴えてくれというふうな、いろんな論議をされました。

本当にこの2年間半、私はこれでもう一切質問しません。この件については。2年間半どのような思いで私がやってきたか。そしてまた、先日も弁護士に言われました。普通の方だったらもうやめるだろうと。あんたはなぜそれまで執念持ってやりますかと。あんたはお金もかかる。裁判に勝っても金が入らんというふうな話もございました。

しかし、私が振り返ったときに、何が問題であると。今町民が本当に一生懸命やっている。そしてまた、仁淀川町の将来を考えたときに、いいことはいい、悪いことは悪いということをするべきなのが議会議員の責務とっております。

そういう強い信念から、そしてまた、去年の9月には、私が負けたらやめる。これまで請求されています。やめます。私は今この最終的な決着で形はついたなというふうに私なりに理解しております。だから、私はそういう思いからですよ。この2年間半の思いというのは、大変苦悩なことがあったということをお伝えして、質問の中の一部とさせていただきます。

ですから、要するに、対価としてないものに支払ったのはなぜかということをもっと焦点にお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 岡田良成議員のご質問にお答えいたします。

この業務に関しましては、執行部といたしまして適宜適切に行っており、問題ないものと考えております。

以上でございます。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、企画課長から答弁を頂きました。適宜的確にやっておるということの答弁だったと思うんですが、私はなぜ、企画課長にええわよということを行いました。本来なら、この案件が出てから、総務課が担当しておったものを、今年度から、企画課長、教育委員会、私も今、開示請求書を両方に出さないけません。そしてまた、今やっている質問は5年度、6年度については課長に質問してはいけません。そういう思いから、答弁はいよといっって言ったんですけども、そういう適宜的確にやっておるという課長の答弁ですから、大事な答弁聞いたなというふうに思えます。

だから、私は今この問題については町長にお尋ねしたいというのが本筋であったと思えますけども、ここに書いておりますけども、今、課長言われましたように、教育長の答弁は、5年度までのことですから、来年度の決算書、課長に言っておきますけど、今とにかく実施をしてない同じような決算書を出したら、あんたら責任問いますよ。そのことは肝に銘じておっていただきたい。ですから、教育長の答弁は要りません。町長答弁。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 岡田議員の再質問にお答えをいたします。

基本協定に基づいて適正に処理されておるものと考えておりますが、先ほど見せていただいた運行表ですが、積算は個別に積み上げて計算をしておろうかと思えますけれど、報告書となると、スクールバス指定管理料の積算書ということで、直接費とか諸経費とか、こういう形で報告がされてきます。1つ1つの積み上げではございませんので、そういった報告を毎年していただいておりますので、1個1個の積み上げで請求してくるという意味ではございません。指定管理として、管理料の中でどれぐらいできたかというような計算になっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 岡田良成君。

○1番 ただいま町長から答弁を頂きました。指定管理の中の積み上げのものだと。1つ1つは出ませんというお話であったと思うんですが、私は、先ほど申し上げましたように、町から出されておる計画書、606回、それを計算すれば1,000飛んで何がしという計算書が出ています。そしてまた、実際に運行実績表というのをもらっています。運行している回数、時間、運行してない日数も書いてあります。時間も書いてあります。全部今、書類は開示請求で頂いております。

だから、私は今、町長の答弁では、全体でやっているから個々にやってないというような答弁だったと思えますけども、先ほど町長申し上げましたように、私はいろんなことがあって、2年半というものを大変な神経を持ちながら、最後の質問だということで腹をくくって、今日の質問までには弁護士にも行き、ある人のところにも行き、いろんな角度から勉強させてもらったのが今日の質問です。

だから私は、正直言いまして、もう2回目かな。3回目。ということで、聞いたわけでありすけれども、私にすれば、私が質問した内容と全く違う。ずばり言うて、不正な書類が出ておる。不正に支払われておる。はっきり断言をします。これは証拠があります。不正なということをはっきり言います。反論権があれば使っていただいたら結構です。

そういうようなことで、この件については、前日もチラシを回しました。この件についても、議員からの指摘もありましたけど、私は全然間違っていない。町民の税金でやっている事業を町民が知る権利がある。そして私は、内部文書を引っ張り出すものじゃないです。正式に開示請求から取り上げた内容を今までも質問してまいりました。ですから、町長の答弁はなしに等しいと。課長の答弁については、話を申し上げたいんですけども、今あんたは今年の4月からの担当ですので、内容のことについては全部分らないと思います。

今1つ、これもついでに言っておきます。執行部から提示をされました令和5年度定期

外運行、これが606回、その金額は1,024万4,331円。これも全部支払いをやっています。そしてまた、それが決算書にも全部掲載されています。

そういうような経過の中で、私は証拠を持っています。はっきり言いまして。だから、答弁がない。私は答弁もあれば、そういう汚い不正ということであれば、不受理ということをおっしゃったんですけど、答弁がないに等しい。不正な決算書で支出しておるということを断言します。不正ということは、これから裁判やりますよ。先ほど言いましたように。12月か1月には訴訟の問題で裁判の判決をしますということで、再三再四弁護士に、3回も念押しをして、今までやらないから念押ししたら、そういうことが決定してきましたということです。

それから、あるところへも全部持っていっています。今までの開示請求、協定書、全部書類持っていっていますよ。ただ行って話をしただけじゃないです。佐川署にもそういう告発状も持っていったけど、今、一応は受理はできないと。継続するという経過があります。

だから、本当にもう私はこれで最後というのはここまで来ました。いろんな思いをしました。懲罰委員会もかけられました。いろんなことがありました。私は今日出るときも、もうこれで決着がついたというふうな思いで、今日ここの演台に立っておりますので、町長は今の答弁について、最後の中の答弁についてはできないということで確認しましたが、今までどおり、課長が言われましたように、正確にやっておるという答弁の下で言うたものだと思いますけども、もう一度明確な答弁を願いたいと思います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えいたします。

執行部として適宜適切に行っており、問題ないと先ほども課長のほうから答弁いたしましたが、私のほうからも、基本協定書に基づき、適正に処理されているものと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。3問目。

○1番 3問目であります。これは仁淀川町の仁淀川観光バス、ここのマネジメントの比較を、どのような状態で運行に対して代行料を払っておるかということの質問をいたします。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

有限会社仁淀川観光は、コミュニティバスに係る指定管理者となっており、仁淀川町コミュニティバスの管理運営に関する基本協定書により3年間の管理代行料を決定し、仁淀川町コミュニティバスの管理運営に関する年度協定書によりまして、年5回の支払期日を定め、支払っております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、課長の答弁では、主にごもつもの話だと思います。私が聞きたいのは、指定管理の定期外運行、これはどのように支払っているかということをお聞きしたいと思います。

○議長 執行部、荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

仁淀川観光バス様とは定期外運行に関する協定契約は行っておりません。

以上でございます。

○1番 支払い、定期外の支払い。

○荒木企画振興課長 定形外という形では、コミュニティバスの関係では、一緒にお支払いはしておりませんので。

○1番 お金払いよる。観光バス走ってもらうと。

○荒木企画振興課長 それは支払いをしている課からご報告をさせていただきたいと思えます。

○議長 片岡教育次長。

○片岡教育次長 岡田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

令和5年度は、教育委員会、主に部活動に係るようなもので、仁淀川観光に対しまして、定期外というふうな私どもの扱い上、67回支出をしております。金額については、449万3,045円の支出をさせていただいております。

以上でございます。

○1番 それは計画表出して計画的にやってるかということ。やられる方法。

○議長 それは、今のは質問、3回目の質問ですか。そういう質問、のようにはしてないような感じやけど。続けてやって。

○片岡教育次長 各学校から仁淀川観光のほうに、例えばいついつ部活がある、もしくはそういうふうな必要に応じて、その都度運行をお願いして、仁淀川観光のほうに対応をお

願っております。その都度です。

○議長 岡田良成君。

○1番 仁淀川観光にお伺いしました。執行に基づいて、実行に基づいて請求してお金を支払ってもらっております。こういう話を聞いてまいりましたけれども、次長、あなたの説明、今言ったこと分かるかな。答弁してください。ノー、イエスだけで。時間ないから。

○議長 片岡次長。

○片岡教育次長 そのとおりでございます。実行に基づいて支払いをしております。

○議長 以上で3回目を終わります。4問目。時間があまりないんで、端的に。

○1番 質問をいたします。

繰越剰余金、今、5年で1,833万8,300円という剰余金があります。この問題については、広島県の安芸高田市でいろいろもめた問題であります。剰余金というのはどういうものかということで論議されました。そういう中で、この仁淀川町の剰余金もどのように処分するかということをご心配をする面があります。

ですから、剰余金の取扱いの分で、第9条の3項、全部読みませんが、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況、公による施設設備の状況、その他状況に照らして課題であると認めた場合は、甲、乙と協議により、剰余金のうちの甲に納付すべき額またはその他目的に充てるべき額と定めておると、こういうことを定義を書いております。

私は今、執行部と、あるいはマネジメントの間を見たときには、非常に近い。ですから、第三者を通じて剰余金の処分をお願いしたいということを提案しております。

そして、先ほどありましたけれども、マネジメントと仁淀川観光との支払いの授受について、全く差がある。観光バスは実施に対して払っておる。しかし、これでは計画に対して支払っておるということを明確に申し上げて、先ほど申し上げましたように、この資料に基づいて、執行部が出してきた分の資料に基づいて、この決算書について不正があるということを最後に申し上げまして、そしてまた、今、町民の全部税金ですので、不正があれば、全額町民に対して返納するようなことを申し入れまして、私の質問を終わります。

○議長 以上で4問目を終わります。1時間経過しましたので、答弁なし。

通告第2号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告第2号、議席番号3番、藤原大。議長の許可を頂きましたので、3点質問させていただきます。

1点目、指定管理・業務委託について、現在の町の指定管理はほとんどが1者でのプロ

ポーザルになっているはずですが、競争原理が働いていません。より広く募集をかけ、公平で分かりやすい採点基準を設けるなど、2者以上の応募を目指し、健全な運営を目指していただきたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤原大議員のご質問にお答えいたします。

指定管理制度は平成15年の地方自治法改正により創設され、民間の能力を活用することにより、町民サービスの向上などを図る目的として各施設の運営管理を行っており、現在、町内には17施設が指定管理制度を活用しております。

また、募集する際には、団体・企業であり、事務所または事業所を有するか、指定管理者の決定後速やかに町内に事務所または事業所を設置することとしており、町ホームページに公開し、幅広く募集を行っています。

次に、選定基準の作成でございますが、多種多様な施設ですので、各施設に応じた基準が必要になりますので、担当課や選定審議会の委員の皆様の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

○議長 藤原大君。

○3番 今議会でも3件の指定管理の議案がありますが、指定管理料は増加してますか。多少は物価高での増加が考えられると思いますが、各企業様努力されているかどうか、判断したいなと思います。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えいたします。

企画振興課では、その3件のうち交流センターと移住交流拠点施設を監督しておりますけれども、まず交流センターにつきましては、基本変更なしのつもりでございます。それから、移住交流拠点施設につきましては、簡易宿泊のほうが随分伸びてきているというふうなお話で、少し下がるかもしれないという含みはございますけれども、決定ではございません。基本、同じ額で今のところは思っておりますけれども、ちょっとその辺が変わるかもしれません。

○議長 井上池川支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 藤原議員のご質問にお答えさせていただきます。

池川総合支所のほうでは、仁淀川町いけがわ439交流館のほうを指定管理させていただいておりますが、こちらの施設のほうにつきましては、26年度から令和6年度まで、36

万円ということで指定管理等に変更はございません。ただ、令和7年度につきましては、まだ協定結んでおりませんが、170万円を限度として、指定管理、協議をさせていただきたいと考えております。

増額した根拠といたしましては、今まで池川よさくらぶさんに委託をさせていただいておりましたが、やはり運営上、この金額では厳しいというご意見も頂いておりました。よって、令和7年度の委託料の限度額の根拠といたしましては、施設を運営していくに当たりまして必ず必要となります修繕費とか水道光熱費、衛生費の各3年間の決算額を基に平均した額で算出させていただいたもので協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 先ほどの3件とは別の件になりますが、先日の全員協議会において、指定管理者の飲酒運転の報告がされましたが、契約期間が残り1年ほどあります。契約解除等、何か罰則はありますか。

○議長 井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 藤原議員さんの再質問に対してお答えさせていただきます。

飲酒運転のございました指定管理者、業者につきまして、まだ行政処分などの結果が出ておりません。その方につきましては、今後、民間の会社の中で、株主総会の中で、またどういったような形になるのかといったようなこともまだ分かっておりません。ですから、行政処分の結果など、あと株主総会の結果などもお聞きした上で、また町として判断をさせていただきたいと考えます。

以上です。

○議長 以上で1問目を終了します。2問目に移ります。藤原大君。

○3番 2点目、町所有物の扱いについて質問します。

破損したものや紛失したものについての扱いや、再発防止などの処置について、どうなっていますか。

また、公共施設は基本的に禁煙になっていると思われませんが、現状どうなっているか、どう把握しているかをお伺いします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

備品につきましては、昨年度にシステムを導入し、備品、公用車、不動産の管理を行っております。また、破損・紛失した場合は、当事者に聞き取りを行うとともに、注意を促しています。また、公用車での事故については、修理代も高額になりますので、当該職員には口頭注意や訓告などの処分を行っております。

次に、公共施設での禁煙でございますが、平成30年に健康増進法が改正され、令和2年4月から全面施行となりました。公共施設は第一種施設となり、原則敷地内禁煙となり、例外として特定屋外喫煙場所であれば設置できるとされています。法の基本的な考え方として、望まない受動喫煙をなくすということであり、国及び地方公共団体の責務として、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるとされていますので、今後とも法の趣旨などの周知啓発に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 先言われてしまいましたでしたが、議案にもありますが、町職員が職務中の運転でセンターラインを越えて事故を起こしたという件で、車は廃車になると聞いています。当人の不注意による事故ではないかと考えますが、町の保険で全額負担するのか。保険会社による過失の割合も5対5だと聞いていますが、どう考えますか。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 再質問にお答えいたします。

まず、当該職員につきましては、まだ病気休業中でございますので、それが明けてから改めて処分をどうするかということを検討させていただきたいと同時に、本人からの聞き取りなんかも必要になってくると思っております。

保険につきましては、全て車につきましても保険で対応するというのと、休業の補償につきましても、全て保険で賄うようになっております。

以上です。

○議長 以上で2問目を終了します。3問目に移ります。藤原大君。

○3番 3点目、タクシー券について質問します。

現在、75歳以上の町民に配布されているタクシー券ですが、早期に免許を返納する社会情勢や、交通機関に乏しい本町で生活していくために必要なものとして、年間1万円分配布されていると思います。先日行われた子ども議会で、中学生も同様に移動手段がなく、日常の不便を訴えていました。子育て世帯への配布を検討させていただきたいと思います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤原大議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、仁淀川町は集落が点在しており、そういった集落を結ぶ公共交通機関は都会と比べれば十分に整備できているとは言い難い状況です。小学生の健やかな成長は学校にいる時間だけで育まれるわけではありません。休みの日に友達と一緒に過ごす時間、商店街で買物をする時間など、いろいろな時間が全て子供たちの成長につながるものと考えております。そういった部分で、交通手段の少なさは仁淀川町の子供たちの成長の壁の1つになっているのかもしれませんが。

しかし、小中学生は未成年であり、保護者の監護・教育を受ける立場でありますので、十分に検討を重ねる必要があると思います。現時点では、保護者の送迎が最も望ましいのではないかと考えておりますが、検討に当たっては、保護者の理解、地域の理解、タクシー移動はバスと比べ自由度が高いものでありますので、子供たちが行きたいところへどこへでも運行してよいのか、子供たちの安全、防犯などの部分でタクシー会社との打合せも必要と思われれます。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 移動手段によって子供の行動範囲が増加するおそれは大いにあると思います。利用範囲を仁淀川町内に限定するや、そもそも利用できる業者を町内のタクシー業者に絞るなど、前向きな検討をどうぞよろしくお願い致します。

○議長 古味町長。

○町長 藤原議員の再質問にお答えいたします。

来年度は、夏休み期間中ではありますが、町内の全小中学生を対象に、路線バス、町民バス及びコミュニティバスが無料で乗車できるよう、バス会社等の関係機関と調整を行い、友達と遊べる機会の創出や公共交通の必要性を学ぶ機会を与えるよう、計画をしております。

以上です。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

通告第3号、議席番号9番、野村安夫君の質問を許可します。野村安夫君。

○9番 通告3号、議席番号9番、野村安夫。議長の許可を得ましたので、鳥獣対策について2点質問します。

1点目は、イノシシ及び鹿については、狩猟できる期間は11月15日から翌年3月31日までであるが、狩猟期間中は捕獲報奨金が支払われない。少額でも十分であると思うが、何とかできないでしょうか。

そして、6月から10月までである地域の鳥獣の駆除の要請が役場よりあり、イノシシ27頭、ハクビシン4匹駆除いたしましたが、いまだ報奨金の支払いが滞っている。早急に支払いをお願いしたい。

この件に関しては、最近、8月分の未納金の支給が行われております。また、今議会に残りの未納金も一般会計補正予算の中に鳥獣対策の予算が計上されていまして、この件は深く追及しませんが、4月1日から11月15日までの仁淀川町全体の鳥獣、猿、鹿、イノシシ全ての駆除の頭数の数は幾らか。去年と比較して大変多くなり、大変な状態になって、予算の確保が難しいと聞いておりますが、あえて質問します。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。田代農林課長。

○田代農林課長 ご質問にお答えします。

まず初めに、イノシシの狩猟期間中の有害鳥獣捕獲報奨金につきましては、令和6年度仁淀川町鳥獣害防止対策協議会総会におきまして、今までと同じように狩猟として捕獲し、有害鳥獣捕獲報奨金の対象としないことを決定しております。なお、鹿は狩猟期間中であっても報奨金の対象となります。

2つ目の報奨金の支払いについてですが、本年度の捕獲件数が特に多く、当初予算及び県の補助金の交付決定額を大きく上回ることとなり、県の補助対象であるイノシシ、鹿、猿については、県の補助金の増額補正の動向を見ながら支払いの手続を進めてまいります。このことについては、町内猟友会長より会員への周知等、ご協力をお願いしております。その他の有害鳥獣につきましては、請求ごとに支払いしております。ご理解よろしく願います。

そして、11月までの有害鳥獣の捕獲頭数ですが、イノシシにつきましては、こちらで把握しているのは462頭、鹿で60頭、猿で41匹、タヌキ等で465匹、ハト類で35羽となっております。

以上です。

○議長 井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 野村議員の②の報奨金の支払いについてのご質問

にお答えいたします。

池川総合支所での有害鳥獣駆除の報奨金の支払い方法につきましては、先ほどの農林課長の答弁と同様で、県補助金対象のイノシシ、鹿、猿を除きましては、毎月末締めで翌月に支払うよう事務処理をしておりますが、10月分につきましては、私の確認不足もありまして、11月支払いができておりませんでした。12月に11月分と併せて口座に振込させていただくよう、伝票の処理は完了しております。大変申し訳ございませんでした。今後はこのような遅れが生じないように指導してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 2回目の質問をいたします。

最近、全国の都道府県全体でも鳥獣対策は喫緊の課題であると考えているが、1年間を通じて狩猟者に対して駆除のやる気を起こさせることが大変重要なことであると思っております。また、農林業に従事している人のためにも、畑、森を荒らす鳥獣軽減にもつながると考えます。特に仁淀川町で小規模な土地で野菜や果物を作り、年金だけの収入で暮らしている人のためにも、切にお願いして、2回目の質問を終わります。

○議長 執行部、田代農林課長。

○田代農林課長 野村議員の再質問にお答えさせていただきます。

有害鳥獣の対策については、仁淀川町も重要だと考えておりますし、国・県もそのように考えたと思っております。その中で、駆除に対しましては、猟友会さんの協力が不可欠でありますので、協力しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 最後に、わな猟の免許を取得して1年2か月余りになりますが、6月から11月までの間、イノシシ等鳥獣により野菜が作れないので駆除してほしいと要望が7地域に及び、1人の狩猟者では対応できない。要求があれば、要望がある土地内であれば駆除してもよいと考えるが、何年か前に県外、町外で駆除した鳥獣に報奨金を出費した件で、11月から3月まで報奨金禁止した経緯があると思っておりますが、この件は管理体制を十分に把握して実行することで解決できると考えます。

具体的には、生け捕りした場所は、町外、県外は対象外で、その日のうちに役場内に即連絡し、なるべく生きたまま報告すること。違反した場合は免許の停止、返還等重い罪を

与え、違反をなくすことが重要と考える。前向きに検討、実行することを切に願って、この件の質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。田代農林課長。

○田代農林課長 再質問にお答えさせていただきます。

狩猟期間でありましても、被害のほうは似たように起こっておると思います。ただ、有害鳥獣でありますので、仁淀川町の畑とか農作物に影響があるものを対象としなくてはならないので、その辺はまた、猟友会とかもありますので、できないところと、検討していくところはしていきたいと思います。

以上です。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。2問目に移ります。野村安夫君。

○9番 2点目の質問に移ります。国道439、494号に関して質問します。

国道439の別れ、池川大橋から、494号の起点から拡幅工事はできないとしても、歩道の建設を実施し、池川大橋まで危険をなるべく回避できないか。

1回目は以上です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 野村議員のご質問にお答えいたします。

国道439号と国道494号の分岐から池川橋までの区間の道路拡幅工事及び歩道の設置につきましては、本路線が国道であり、県管理であるため、県に対してこれから要望をしてみたいと考えております。

○議長 野村安夫君。

○9番 仁淀川町は今、観光に力を注いでいると思いますが、仁淀川町アウトドアセンターのある宮崎の河原の対岸は、土居川の水、小郷川の水が1つになる場所であり、台風や集中豪雨等のとき水が増大し、危険な場所である。その対岸の上部に当たる道路は、いつも土砂崩れ等の危険度が増している。その場所で最近、ほとんど夏場近辺ですが、カメラマンが橋脚を立て、対岸を撮影したり、車を駐車し、対岸の写真を撮ったりしている。また、ウォーキング、ジョギングをしたりしている。歩いて対岸を見学している人も多数いるので、危険度が大変増していると思います。

また、拡幅工事は大変厳しいと考えますが、片側1車線の川側の道路が川に沿って自分の目では傾いていると思います。基礎部分の調査・検査を実施し、悪ければ歩道の建設と同時に建設することを切にお願いし、土居川周辺の危険度の軽減を実行するよう要請をし

ます。

以上です。2回目。

○議長 執行部、答弁。井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 野村議員の2回目の質問に対してお答えさせていただきます。

本箇所、確かに夏場につきましては、夏場の川のシーズンには観光客も多く、ご指摘いただいています道路に車をとめて、また写真撮影をしているといったようなケースは多々見られるところがございます。路上駐車につきましては、今後、警察とも連携して対応してまいりたいと思っております。

あと、車道の傾きとか、あと歩道の設置につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、本線は県管理となっておりますので、県のほうに状況を説明し、要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 最後に、アウトドアセンター対岸の複合施設の建設を予定されている今、遊歩道、歩道の建設は有意義で必要不可欠なことであると思います。大事故が発生する前に、最悪の状態が発生する前に、歩道の着工を切にお願いして、この質問を終わります。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 野村議員の再々質問にお答えいたします。

観光客や見物客が非常に多く、また、これからいろんな施設の開所等で多くなる可能性も出てくることから、大変危険な状況となつてこようかと思っております。現況写真などを県のほうにも提示し、このような状況なんですよということで、具体的なものを提示して要望していきたいと考えております。

○議長 以上で野村安夫君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第4号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 通告第4号、議席番号6番、片岡智準。議長の許可を頂きましたので、1点だけ質問をいたします。

件名は、町職員のスキルアップ対策についてということでお尋ねいたします。

本町においては、人口減少対策、小中学校統廃合対策、高齢者対策など多くの課題を抱え、日々刻々と変化する問題に対処されています。当然これに職員は対応されているわけですが、全ての職員がこれら全てに対応できるわけではなく、それぞれの専門部署に回され、対処されるはずです。

しかし、現実的なことを考えますと、専門的な方が不在の場合もあるわけで、全てを事後に回すのか、簡単な説明後、事後に回すのか、また、引継ぎの際、相談者の熱量なども併せて引き継ぐのか、このようなケースについて、職員全体に対して研修教養されているのか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 片岡議員のご質問にお答えいたします。

社会経済の変化により町の業務も多種多様化しており、職員に求められる能力も高まってきております。職員への全体研修でございますが、昨年度は防災研修を実施し、今年度は、個人情報保護制度、不当要求に対する研修を来年1月に実施する予定でございます。また、年に1回は本町に講師を招き研修を実施しておりますので、片岡議員の提言や職員の意見を聞きながら実施していきたいと考えております。

○議長 片岡智準君。

○6番 ただいま町長から、全体研修、あるいは防災、状況に応じた研修等をやられているというようなご答弁でございました。これよりも多くの研修を機会をつくっていただいて、積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

実は私が質問した趣旨は、せんだって地域との懇談会に行った際、2点ほど質問を受けました。

1点目は、移住希望者からの質問で、本町の移住者対策について、まず空き家の有無や、移住の際、お試しなどのもろもろの相談をしたそうです。その際、正規の担当者でなかったようで、話に要領を得ず、結果的にはうやむやに終わったそうです。相談者は氏名、電話番号を伝え、後日電話が頂けるものと待っていましたが、電話はないまま今日に至っているそうです。その方は現在、いの町に移住生活をしているそうです。移住者によると、

仁淀川町の対応といの町の対応は相当の隔たりがあり、例えて言うなら月とスッポンぐらい違いますという言い方で、私に対しては穏やかな回答ではございました。

それが1点目で、2点目は、発達障害者の親御さんが選挙関係の相談を電話でされたそうです。その際対応された方にいろいろ聞かれた、また注文をされたそうです。すると、対応された職員が、そこまでして投票されたいんですかと問い返してきたそうです。相談者は唖然となって電話を切ったそうです。あまりにも現在の潮流に対する理解不足を思い知らされたと言っていました。相談された方の子供さんはこれまでに1人だけの投票は経験があり、十分対応できたそうです。しかし、このたびの衆議院選挙は、個人と政党、さらに国民審査があり、従来と若干異なり、難しかったそうです。

以上の相談を受け、それぞれにどのような対応がベストだったかはありますが、日常勤務の中でこのような出来事が繰り返されているわけです。特に2点目については、不適切な言葉など難しい問題を含んでいます。今後は専門的な立場の人に限らず、このような際の対応のため、職員に機会があれば積極的に会議あるいは講習会などを聴講、聴習され、よりそういった面のスキルを上げていただきたいというのが再質問です。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 片岡議員の再質問にお答えいたします。

このほかにも、研修については、こうち人づくり広域連合での研修があり、階層別研修では、新規採用職員は公務員倫理やビジネスマナーなど町職員としての基本的な知識が必要となり、管理職については、組織経営や労務管理などマネジメント能力が求められていますので、役職に応じた研修に参加させております。

また、能力向上・開発研修があり、法務能力、クレーム対応、リスクマネジメント研修などの研修があり、職員に対し情報提供し、参加させることにより職員のスキルアップを図っております。

先ほど言われた移住者の関係、そして発達障害者の関係なんですが、こういった対応は、スキルアップといいますか、そういった問題ではなくて、モラルの問題でもあろうかと思っておりますので、今後、注意して対応していきたいと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 私のほうから答弁させていただきます。

まず1点目の移住相談者に対しましては、連絡が行かずに、誠に申し訳ないことをしたと思っておりますので、この場をお借りしましておわび申し上げたいと思います。やっば

り連絡をすると行ってしないということは約束が守られていないということでございますので、そこはすぐに連絡するような体制を今後とも強化していきたいと思っておりますし、2点目の選挙関連でございますが、この話につきましては、選挙管理委員会のほうからの答えではなくて、ちょっと福祉分野の方からその関係者の方にお話が行って、その当事者の方への伝わり方もあったのではないのかなと1つ思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 片岡智準君。

○6番 再々質問をさせていただきます。

確かに1点目の問題でいろいろあろうかと思えます。聞かれた方もどのように聞いて、どのように対処されたかは、私もその場におったわけではなく、分からないわけなんですけども、いの町の職員の方の熱量というのは、仁淀川町の方とはあまりにもかけ離れ過ぎて、話にならないというぐらいみたいな言い方やったんです。

ということは、よほど、担当部署が違ったのか、どこの方かは分かりませんが、そこら辺りをやはり最低のモラルとして、公務員としてのモラルみたいなものもあるわけで、それについての常識的な対処がされておれば、そのいの町に居住された方は仁淀川町に本当は住みたかったというようなことをおっしゃっていたそうです。

しかし、あまりにも対応の違う行政、一事が万事やったら全てかな的な取られ方していますので、そういった点については、やはりきめ細かく説明しなければ、みんながみんな知っているわけじゃなくて、やはりどうしても当面の業務やらいろんなことにとらわれ、つついいうっかりしてそういう対応をされたのではなかろうかなというように思います。

そして、次の2点目の相談のほうなんですけども、やはりこういう発達障害者に対する研修、あるいは会合への出席、こういった機会にはやはり積極的に行かなければ、話を例えばテレビなんかで聞く、そういったものだけでは現実問題は分かりません。

といいますのは、私もこれまで発達障害者というような方の捉え方というのは、一度もそういう機会もなかったし、聞いたこともございませんでした。しかし、この発達障害の話聞きますまでに3回ほど会議にも行ってきました。やはり会議に行って実際の子供を持つ親御さんの生の声を聞かせていただきました。1時から始まって、3時の予定やったのが、果てしなく続き、やっぱり5時前ぐらいまではいろんな話が続いておりました。その間にたくさんのお話を聞かせていただいて、ああそうなんだ、ああそうなんだということ、やはり私ら健常者は、判断、日常的には分かったつもりでも、現実問題は全く違うんです

よ。

たった1つの選挙に行った今回の話でも、1人の人にするだけやったら、これまでこの行かれた発達障害の方は何のちゅうちょもなく行かれて、投票したらしいです。そして、行くに当たっては、毎日、新聞やいろいろな資料を見て、自分なりに検討されて、自分なりに、この方に投票しよう、だから行きたいんだというような意思が芽生え、そして行かれるようになったらしいです。

ただ、健常者の人と違うのは、1人の人を1つだけ投票する、それが選挙だと完全に植えてしまうわけです。そしたら、今回の衆議院選挙みたいな場合は、個人ではなくて団体投票、政党に投票するわけです。そしたら、これまでお子さんがお持ちでした観念が、人の名前を書いて、1人を書くだけやったのが、何で今回に限っては2回かということ、私らは考えます。それが健常者なんです。しかし、その発達障害をお持ちの子供さんはそういう考えではないんです。この地点へ行って投票するのが当たり前で、これ以外のところ、1メートルずれても違うんです。らしいです。ましてそれが、別の投票用紙をもらい、そして政党名を入れるなんていうのは、ちょっと考えたら分かるみたいな健常者の考えは全く捨ててしまわなければ対応できないんです。

それを分かるのも、やはり会合へ行って、ああそうなんだ、そうなんだということ、私は何回か行って分かったんです。だから、この話をされたときに、そこまでして行きたいんだと。これは普通の場合やったら言っても何の問題もないようなことなんですけども、その親御さんに言った言葉というのは、いかに今の世の中のことの流れが行政の職員ですら把握できてないというのが若干残念やったみたいで、電話切ったそうです。

だから、それに対して対応していた職員を批判してはおりません。批判してはおりませんが、そこでどのようにすれば一番いいんだろうね的な、そういう方が初めて経験するときはどういうことをしたらいいのかなと思って、私は今後の参考のために聞きました。

そうすると、やはり選挙というものが、1人をする場合もあれば、政党をする場合もあり、その際に、やっぱり全国的なことやから、判事さんのいわゆる選択も町民の方がするんですよというような説明をし、だから、この地点も、そして、今度の際はこの見る画面も個人じゃなくてこっちの用紙を見るんですよということを親御さんが説明しなければ、その障害者の子供さんが理解されないんだそうです。

そして、そういう場所へ連れていくのでも、基本的には他人では一緒に行きません。絶対に、その子供さんは。だから、そういうことを1つ1つ、そういう方の両親ところへ

行って、いろんな話を聞かせていただいたら、そんな話をしてくれるんですよ。ああそうなんだ、そうなんだと思って私は聞かせていただきました。

そして、やはり1つ1つ、これが普通の人やったらできることも、1メートル、2メートルずれたら、もうその子供さんたちは違うんだそうです。その違うということを理解せんことには、先入観でぱっと聞いてしまうと、その方は基本的な対応ができないというのがそういう発達障害者に対する対応です。

だから、それを1人の人に従ったら全てかということ、全部違うんですって。十人十色で、全部が違うから、その子にはその子に合った対応をしなければ駄目ですということを、また、会合へ出席したら10人ぐらいは大体そういったお子さんをお持ちの親御さんがおみえになっておって、そして身近に起こる現象を話してくれます。

だから、そういう状況を、しないのは当たり前で、親御さんはご理解してくれています。しかし、本人さんなんかにしたら全くご理解してなくて、それを説明をしているいうたら、電話でとてもやない、できる話でもないし、よほどのそういうことにたけた人でもなかなか理解できない話やったんです。

そんな相談を受けて私が思ったのは、そういうことであれば、選挙の場合はどういう方法を取ればええんかなという、私なりにも考えました。そして、そのご相談された親御さんと少しだけ話をさせてもらいました。そしたら、そんな中で得たヒントが1つだけありました。というのが、やはり期日前投票いう制度をやっております、選挙管理委員会は。期日前投票の選挙をやっておって、期日前投票に、ここに1回来てとなれば、やはり期日の日に行くのときほど、あまり変わっておりません。

ただ、そこでもう一步進んで考えるとすれば、親御さんが提案をしてくれたんですけども、仁淀川町にも高齢者の方も多いです。やはり投票所へ来るのに、バスもなければ、自分が車を運転できるわけでもありません。だったら、その家の前ぐらいまででも伺ってということが高齢者の人にも考えたらどうですかみたいなヒントを言うてくれました。

ということは、期日前投票に入った期間中、午前中はそういう車で、そのお近くか、あるいは近くじゃなくてもいいですけども、出前で、地域単位でずっと巡回をして、午前と午後、午前中ができたならそういう方がおれば、午前中そういう投票に来てくださいと。それから、午後は高齢者の方が期日前投票に来てくださいと。出前の期日前投票所を設置しておりますというのを放送して、そして投票をすると。

ただし、それについても、やはり事前に、今後の選挙につきましては、期日前投票の期

間中の1日ないし2日ぐらいで、地域全体を午前と午後に分けて、順番に地域をコミュニティバス、あるいはそういう移動選挙カーで回り、広報だけじゃなくて投票ができる、そういう移動投票所を設置しては的なのを提案させていただいたら、それであれば、親御さんは可能ではないかなと。そうすれば、誰もいないときに行って投票ができ、説明もできるということで、投票をすることができるのではなかろうかというようなことを、ヒントを頂いて、思いました。

少なくとも、よその行政ではまだやっていないことやと思います。いち早くそういうことへも思いをはせて、仁淀川町の選挙のときにはそういう発達障害者も、出前の移動投票所を設けていただいて、できますよ的なのを広報すれば、仁淀川町ってそこまでやっておるんやなというようなことで、1つの広報にもなろうと思いますし、いろんな面への配慮がされているという印象もつけるんじゃないかなというふうに思います。これは1つの提案ですので、そういうものは一体可能か不可能か、1回ご検討もしていただきたいなというふうに思います。

その他については、町長がおっしゃってましたように、いろんな機会を、広域の中の研修機会にも、同じ人が毎回行くのではなくて、やはり部署が若干違って、そういう一種の研修・講習については行かせて、ちょっとでも考えを広げていただくと。そういう機会があってもいいのではないかなというふうに思いますので、3問目の質問を終わります。

○議長 執行部の答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 再質問にお答えいたします。

期日前投票の件でございますが、期日前投票は現在、本庁舎、両支所、両出張所の5か所と、投票所が統廃合になった前回の衆議院選挙は3か所で期日前投票所を開設しております。

ご提案のような家の前までであるとか、集会所ということになると、なかなか職員の人的確保等、難しい部分がございます。そのために、選挙管理委員会では先月に、オンラインでの立会いをやっている島根県の自治体がございますので、そこへ視察に行ってきております。そういったことを参考に、効率よく進められるような体制を取れるのかどうかということを考えて、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

通告第5号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 通告第5号、議席番号7番、竹本でございます。議長の許可を頂き、質問をさせていただきます。

私は常々、学校は地域の活力減だと思っております。学校がなくなれば地域が衰退していく、このことは歴史が証明をしていますということを度々主張してまいりました。今年の佐川高校の入学生の数を見て、ちょっと大丈夫かなという感じを持っていたところ、同じ考えの議員さんが越知にもおられて、今年の4月、私と越知町の議会議員3名とが会いまして、佐川高校の存続と魅力化について意見交換会をいたしました。

同じく4月、上記4名で佐川高校を訪問し、森校長、柳本教頭と懇談をさせていただきました。その後、数回の会議を重ね、県教育委員会も訪問し、意見交換を重ねてきたところであります。6月議会では、越知町、そして日高村の両議会がこの件について一般質問が出ております。

その後、4町村議員10人が参加し、本年7月23日に佐川高校存続を考える議員連盟を立ち上げ、現在に至っております。現在、本議会から3人の議員が加入して活動しております。他の議員さんにもぜひこの議員連盟に参加していただければと考えております。

さて、質問ですけれども、9月議会で佐川高校の存続、魅力化についての私の質問に、町長、教育長ともに、高吾学区唯一の高校であり、存続させる必要がある。人口減少対策の観点からも存続は重要。近隣町村と協議すると答えられましたが、その後どのような話し合いをし、その中でどのような前進があったのか、なかったのか、お聞きをいたします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 竹本議員のご質問にお答えします。

県におきまして、現在、令和7年度から令和14年度までの県立高等学校再編振興計画について検討しております。10月24日に、県の高等学校振興課の課長、課長補佐、高等学校課課長補佐、佐川高等学校校長ほか3名と、役場側は副町長、教育長、次長、次長補佐で意見交換会を実施しました。まずは県側から次期計画についての説明、佐川高の校長からは学校の現状と課題について、そして町からは佐川高校の役割、存在意義、地域における必要性など述べさせていただきました。

また、1月16日に佐川高等学校コンソーシアム会議立ち上げ準備会を開催する予定です。これは佐川高校を中心に、周辺町村の教育委員会、企画振興課等と県高等学校課で協議し、コンソーシアム会議のメンバーには、先ほど申したメンバーと、あと地域の産業界からも入っていただくように考えております。この会議の目的は、次期県立高等学校再編振興計

画の41人以上2学級規模の目標値を達成するために、これを目標として設立をするものとなっております。

今後は町村間の連携を密にするとともに、地域の産業界とも情報共有、また協働しながら、佐川高校の存続に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ご答弁ありがとうございます。

次期高校の再編を県教委が検討していることは、この県の教育委員会高等学校課を訪ねたときにお聞きをしました。そして、そのときの県の教育委員会の考え方としては、やっぱり県教委としては何とか残したいけども、やっぱりそのためには地域の協力が不可欠であるというふうな話だったように思います。そういうことで、一歩ずつでもいいですので、前へ向いて進んでいかなければ、本当に佐川高校がもしなくなったら、仁淀川町にとっては大きなダメージであるというふうに思います。

それで、とはいうものの、いくら仁淀川町単独で頑張っても、なかなか事は前に進みません。何といても佐川町が中心になって地域の町村を引っ張っていくという体制をつくっていただかないと、なかなか話は前に進まないと思うんですけど、首長同士の話合い、教育長同士の話合いというのも当然大事ですが、各町村の実務者、実際にどういうことをやっていくかという事務を担当する部署を各町村で決めて、実務者会議なるものを立ち上げて、その中で調整をしていただきたい。そうすべきじゃないかなというふうに思っておるわけですけど、その辺りはいかがでしょう。

○議長 執行部、答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 再質問にお答えさせていただきます。

今のところそこまでの計画はありませんけども、コンソーシアム会議を立ち上げた後に、各町村にある事務局を取りまとめするというような、その辺りもまた今後ちょっと検討させていただきたいと思います。まだ何分今これ立ち上がるように始まったばかりですので、これから進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 以上で1問目を終了します。2問目に移りたいと思います。竹本文直君。

○7番 2問目へ移りたいと思うんですが、先ほどの質問で、実務者の会は今後考えてくださるということなんで、ぜひそういう体制をつくってもらって、前へ進めてもらいたい

というふうに思います。

2問目ですけれども、近頃移住された方が増えてきたと思います。そして、知らない方々をよく町なかでも見かけることがあります。この人たちは、林業研修生や協力隊、そしてそれ以外の移住者の方々だというふうに思うんですけど、知らない土地へ来て、なかなかいろんなご苦労もあるんじゃないかなというふうにも考えるところです。

そこで、公職選挙法では、各選挙管理委員会に対して、国政、知事選については公報の発行を義務づけしております。県議選、市町村長・議員選では発行は任意であります。条例を制定すれば発行できると規定されています。総務省が調査した結果、全国1,788自治体のうち、都道府県は全て制定、市区は6.6%、町村は48.4%が制定をしていないということのようです。それでも、町村でも半数以上の自治体が選挙公報発行の条例を定めています。

現在、本町は条例がありませんけども、この条例を制定しませんかという問いです。よろしくをお願いします。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

選挙公報の発行に関する条例は、県内4市1町が制定し、29市町村が制定しております。選挙公報の発行は告示日から選挙期日まで短いということが課題となっております。

告示日の受付終了後に掲載をするくじの順番をして決め、その後、印刷業者に原稿を回す必要があります。有権者への配布までスケジュールは相当タイトになっております。今後も選挙管理委員会で協議するとともに、県内の市町村の動向も見据えながら、慎重かつ適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 今、総務課長が答弁されたように、条例が制定されていない、公報が発行されていない背景として、町村長・議会議員選挙は選挙期間が短いです。5日しかありません。ですから、立候補届出日の夜に原稿を預かったのを印刷して、明るる日から配り始めないかんということで、実質3日しかないというふうに思っております。それと、人員も限られているということもあり、そこは理解できるんです。

ただ、一方、発行のメリットとして、選挙公報は立候補者の主張を一覧で見比べることができる。そして、紙媒体として残る。候補者が掲げる政策を選挙公報で伝えれば、有

権者は誰に投票してよいのか、判断材料として有効な媒体であるというふうに思います。

そして、今冒頭に述べたように、移住された方々がたくさんいます。来年、町長選挙、そしてその次は議員選挙がありますが、そのときに誰に投票したらええんだらうという情報は、なかなかその方々はしんどいと思います。従前から在住する私どもにとっても、はっきり言って知らない池川の方は、町議選の立候補者がどういう考えなのか、どういう人物なのかということは理解するのはなかなか難しいです。その逆もしかり。

ですから、そういうことを踏まえたら、やっぱり公報として出したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。確かに短い期間中に全戸に配布するのは無理です。これは。無理というか、やればできんことはないと思いますが、なかなか難しいというふうに思います。

例えば、この条例を制定している全国の町がどんな条例でしているのかなということをホームページで、ネットでのぞいてみたんですが、投票日2日前までに全戸に配布すると書いてあるところもあれば、投票日までに配布すると書いてあるものもあります。そして、期日は設けずに、町のホームページに掲載、各支所、出張所、各食料品店、コンビニ、スーパー、病院などにおいて有権者の方に持って帰ってもらうという方法を取っているところもあります。私はそれでいいと思います。必ず全戸に配布するのは、それは基本ですけども、なかなか物理的に難しいと思うので、なるべく関心のある有権者が手に取れる位置にあればいいんじゃないかなというふうに思います。

そして、ホームページ掲載は、4年間これを掲載していくというところもあります。そうすることによって、議会と執行部との議論も深まる可能性もあります。ぜひそういうことを前向きに考えてもらいたいと思いますが、もう一度総務課長、お聞きします。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 再質問にお答えいたします。

県内で実施している町のほうにちょっと確認をさせていただきました。そこでは選挙公報については新聞折り込みで発送しているということでございます。それと、役場等の公共施設に自由にお取りくださいという形で配布しているということでございます。

そこでなんです、新聞を購読している、していない、また、そのことに対して平等性の観点から果たしていいのかなという問題があると思います。それと、選挙公報を見る、見ないによって候補者への影響も少なからずあろうかと思しますので、選挙管理委員会といたしましても、何事も平等に対応したいというふうに考えております。

そして、先ほどホームページ掲載という話をさせていただきましたが、それも1つの有効な手段だと思っておりますので、将来的には新聞折り込みプラス、高齢者のスマートフォンの普及が高まった段階で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 総務課長のお答えでは、なるべく公平にというのは、それは理解できますけど、今の行政自体全て見ても、みんな平等に、公平にいきゆうところはまずないんです。どうしても不公平というか、人口が多いところと少ないところ、新聞を取っている、取っていない、そんなところで情報格差は必ずあります。それをなるべく埋めれる形で前向きに考えるという姿勢をぜひ持ってもらいたいと思います。それをすることが、この選挙公報だけやなしに、先ほどの片岡議員の質問にも僕は通じると思うんですよ。そういうことを前向きに考えていく、そしていろんな情報を仕入れていくという姿勢が、職員のスキルアップにもつながっていくと私は思いますので、ぜひ考えていただきたい。

以上です。

○議長 執行部、大石総務課長。

○大石総務課長 再質問にお答えいたします。

今後とも選挙管理委員会委員の皆様方と協議し、また、ほかの市町村の動向も幾つか確認しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長 以上で2問目の質問を終わります。3問目に移りたいと思います。竹本文直君。

○7番 3問目ですけれども、先日、11月19日に森地区において議会と町民の方々の意見交換会を行いました。その場で一番先に手を挙げ質問された方から、議会にとって非常に耳の痛い質問が出されました。

本年9月19日、高知新聞に掲載された時空欄、本町議会は執行部を監視する機能が発揮されていない。一方、民間では過疎を何とかしようと頑張っている事業者がいるなど、過疎にあらがう住民パワーをそぐようでは、執行部や議会の存在価値はない。町民からの負託を胸に、1つ1つの事業を確実にこなし、一緒に歩む、そんな当たり前の姿が見たいという、小さいコラムみたいなどころですが、非常に耳の痛いことを書かれておりました。指摘された議員の皆さんはこのことについてどのように考えておるのかという質問が出されました。それぞれの議員の皆さんはそれぞれの考えを述べられておりましたけれども、

この記事は、竹ノ谷地区の住宅予定地について、10年以上も放置し、何も対策を取られていないのは、執行部の責任であるとともに、議会の責任でもあると指摘されました。

そこで質問します。この前の、本庁舎の前の谷脇旅館跡地については、宿泊施設にするという説明で購入をされましたが、いまだに何も手がついておりません。どのような施設をいつまでに完成させるつもりなのかをお聞きいたします。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

谷脇旅館につきましては、今年度、建物解体工事を施工する計画でございましたが、財政上の都合により、他の事業との優先順位から施工を見送りました。来年度の当初予算におきまして、解体工事と宿泊施設の設計委託料を計上する予定であり、令和8年度に建設工事を施工する計画であります。

なお、今回の宿泊施設では、移住対策や災害時の仮設住宅など多用途性を持った施設にしたいと検討しております。そして、役場庁舎に近い立地でございますので、来客者の宿泊施設としても利用されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 竹本文直君。

○7番 来年度解体して令和8年度に仕上げるといような答弁でしたが、その中身、どのようなものを造るのか、どのような施設をいつまでに完成させるのかを聞いておりますので、中身を教えてください。

○議長 執行部、答弁。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 再質問にお答えします。

いろいろと検討はしておりますけれども、設計の段階で、例えばプロポーザル方式による設計の提案とかいうことも、専門家のご意見も聞きながら基本的にはやっていきたいとは思っておるんですけれども、最近ちょっと検討しておりますことについては、例えばトレーラーハウスのようなものの活用というのも1つ考えております。

大々的なものを建てるということになりますと、かなり費用もかかりますので、規模感についてもちょっと専門家のご意見もお伺いしながら、できたら、1つが自炊ができて、できるだけ、何といいますか、世話が焼けないといいますか、ご自分でお泊まりになってやっていただけるような形のものにできないかなとは考えてはおります。それ以上の具体的なことは今現在はございません。

○議長 竹本文直君。

○7番 これも高知新聞からの記事ですが、日付は忘れたんですが、今、課長が言われたトレーラーハウス、高知で展示会があったときに防災担当者が視察に行っったということが高知新聞に載っておりました。

確かにトレーラーハウスは防災対策面では有効だと思うんですけど、もしこのトレーラーハウスを据えとなると、私はちょっと疑問に思うところがあるんですよ。なぜかという、本町は林業がメインだということを前町長も現町長も言われています。私もそう思います。産業のうち、公共工事を除けば、あとは林業が大きな産業です。そして農業もあるんですけど、それで、林業振興のために竹ノ谷の若者定住住宅、放置された、塩漬けになっているところの上にモデルハウスも建てたはずですよ。

トレーラーハウスやなしに、モデル住宅がよいものであれば、そういうものを建てて、本庁舎の前で、うちはこういうものができると、皆さんどうでしょうかと言えるぐらいのようなものを造るべきやと私は思うんです。何か執行部の皆さんの考え方が町の基本計画からずれているんじゃないかというふうな感じもしますので、ぜひその辺りはよく考えて、実行していただきたいというふうに思います。もう一度町長の考えをお聞きします。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 再質問にお答えいたします。

トレーラーハウスということが出てきましたけれど、これは県の人口減少対策の補助金、これに該当するというので、課長のほうがそういうことも考えておると言ったと思います。当然、仁淀川町としては、木材の振興というようなこともありますので、木材を使用した竹ノ谷の上のほうにあるモデルハウスのような、ああいう家を造れば本当にPRにもなるかと思うんですが、非常にあの家、建築費が高うございます。高いからといって見送るというわけではございませんけれど、取りあえず県の補助対象にのせていきたいという思いで、トレーラーハウスということで答弁をさせていただきました。

また、先ほども申しましたけれど、移住対策とか災害時の仮設住宅などの多用途性を持った建物にしたいということで現在検討しておりますけれど、プロポーザル等、事業提案をしていただきながら、今後決定をしていきたいと考えております。

○議長 以上で3問目を終わります。4問目に移ります。竹本文直君。

○7番 4問目に、最後の質問に参ります。

令和10年、2030年に本県で開催予定の第78回全国植樹祭の準備会が今年の令和6年9月

3日に県のほうで開催されております。過去には昭和53年5月に土佐山田町、甫喜ヶ峰で第29回全国植樹祭が開催されています。

今回の開催までのスケジュールでは、令和6年度3月に基本構想策定、令和7年度8月に、来年の8月に開催会場決定、令和8年度基本計画承認、そして9年度に開催日決定、そして実施計画承認と。それで10年度に開催という計画になっております。なかなかハードなスケジュールだとは思いますが、チャレンジする価値はありはしないかなというふうに思います。開催地として手を挙げてみませんか。問います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

令和10年の全国植樹祭につきましては、高知県林業振興・環境部長から照会があり、選定基準を基に検討した結果、候補地なしとして回答をいたしております。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第6号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 それでは、議長の許可を得ましたので、質問に移らせていただきます。

その前に、今日は2名の方が先に質問されまして、それぞれ非常に思いやりのある質問であったと思います。私の質問も思いやりのある質問なのですが、私の質問で気がつけば、真に町民目線の村政になるという意味では、全く敵対するものではございません。

本文に移らせていただきます。職員の条例規則違反について伺います。

前議会において、仁淀川町バス・スクールバス事業の令和5年度からの指定管理選定審議会への提出書類に未来の屋根つき車庫3棟を記載していたという件について、提出書類の不備を見逃した条例規則違反についてご指摘いたしましたところ、企画課長が代弁されましたが、この業務は町長の指示の下、適宜適切に行っており、問題ないものと考えているとのことご答弁でした。

問題だったかどうかは第三者が決めるものです。お答えになった企画課長は、あるいは総務課長にそういうふうには言われたのかもしれませんが、いや、これはご指示を受けたのかもしれませんが、そこで、質問の趣旨は、あつてはならない屋根つき車庫3棟の記載

の間違いに気がついたのはいつなんですか。これは総務課長でなければお答えできないと思いますが、町長がいつこの事実に関心があったのかということは大変大事なことでございまして、言い方を換えれば、実施された令和5年度指定管理者選定審議会以前に指示しておられたのか。事後報告であれば、今でも職員の規則違反に対して懲罰を処すべきですが、なぜ町長として職員の懲戒処分をしないのか不思議です。事後報告ではないのですか。ご答弁はいつ知ったかということでお答えください。

そこで、ここにタイムテーブルを用意してきましたので、町長にだけ渡して構わん。1個僕も、一応。今、町長に指定管理選定審議会提出書類の流れということでタイムテーブルをお渡ししております。これは令和4年度8月から、8月はあんまり意味ないんですが、9月28日に仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバス指定管理者募集要項、募集要項が發布されました。それから10月14日、質問期間が終了、僅か2週間ぐらいで業者の質問をお断りしております。そして24日、その10日後、当該会社の書類審査、屋根つき車庫3棟の書き込みのある書類が提出されたのではないかと総務課長が証言しております。11月24日に指定管理者選定審議会。選定審議会の委員に屋根つき車庫3棟記載の書類が提出されたものと思われまして。11月30日、議会全員協議会で指定管理者について説明。応募7者の中で続けてやる仁淀川マネジメントサービスの資料を請求。大石課長より必要であれば今回提出された申請書のコピーを提出するとして、資料が希望者に配付された。それで12月8日に議案審議があつて、岡田議員の質問に対して町長の答弁。令和3年度の減価償却費の12項目を1つ1つ説明された中で、屋根つき車庫が3つとはっきり言ったことがこの12月8日の議事録には載っております。即日採決が行われ、議会の議決は指定管理の条件でございまして、事実でない書類の説明をし、議会の業務を妨害したのではないかと私は思っております。

次、令和5年になって、1月から2月、提出書類の屋根つき車庫に本町バスがなく、別会社のバス、ダンプがとめられているということを確認しております。4月1日、令和5年度の仁淀川町バス・スクールバス事業の指定管理が始まりました。そして5月8日に総務教育民生常任委員会の方々には委員会を開いていただきましたが、報告の中で、減価償却するような屋根つき車庫3棟についての確証はなかったということですが、保管状況としては了承されております。そういう経過がございました。

それで、いつこの屋根つき車庫3棟が報告があったか。あるいは、自分で気づかれたか。これは町長にお伺いいたします。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 大野議員のご質問にお答えいたします。通告では処分をしないのかとの通告を受けております。それに対してお答えしたいと思います。

職員は適宜適正に職務をこなしており、処分の必要はなく、検討もしておりません。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 それでは、再質問をさせていただきます。

適切にやっておって、処分の必要はないというようなことでございました。それでは、2番目の質問でいきますね。2番目の質問というのは、質問に対して答えてないから、2番目の質問というのは、2回目の質問でやらせていただきますよと言うだけ。だから、これ1番目の質問よ。

○議長 再質問ということやろう。

○5番 そう、再質問。それでは、お答えになっていませんので、ここで聞きますが、報告を受けたのはいつですか。屋根つき車庫3棟が未来のものだという報告を受けたのはいつかということを伺います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 そのような報告を受けた記憶はありません。

○議長 大野直孝君。

○5番 再々質問ですが、これは非常にいつ受けたかというのが重要なんですよ。なぜ重要かというたら、町長は選定審議会の審査に立ち会うことはございませんよね。ございません。だから、これはいずれかの職員が受けたものであろうと思います。それが3棟に気がつかなかったと。仮に職員がそのときに気がつかなかったとして、町長が報告を受けなかったと。そしたら、12月8日の議運で屋根つき車庫3棟という減価償却の説明をされたわけですよ。12月8日に町長が屋根つき車庫3棟の説明を減価償却の説明の中で言われたのは、12月8日議事録に載っております。分かりますね。12個あるから、減価償却の事物は12個あると。1つ1つ説明しますというて、その中で屋根つき車庫があった。言われた、あなたは。

我々はそれを信じて1年間棒に振ったわけですけど、何で大事なのか。それを見逃したらいかんでしょうと。総務課長が。懲戒処分せないかんのじゃないですか。それできないというのはどういうことかと。それは、あなたは選定審議会の前に指示したんじゃないで

すか。屋根つき車庫3棟、こういう書類が来ますよ、こういう書類が来るけど、何を話しているか分からんけど、分かる人分かるけど、ちょっと我慢してください。

そういうことで、選定審議会の前に町長が指示されたそのままを、選定審議会の審査をやる人が見逃したんなら、町長の責任ですよ、最初から。それは懲罰をできませんわ。この意味分かりますよね。

明らかにこれは条例違反なんです。先ほど岡田議員も言われたんですが、条例の中に載っております、これは。未来の車庫だと言ってますけど、すなわち、それはないものじゃないですか。あなたはない車庫を説明されたんですよ、12月8日に。だから、そのときは知らなかったかもしれんと思って、私はいつもあなたに聞いているんです。12月8日に議案審議に、仮にあなたがそれ知らなくて、それが事実と違う書類としたら、議会にはうその証言をしたということになるんですよ。未来の車庫で、令和3年度の実績をあなたはあそこで我々に説明されたんですから。我々はそれを知らずに議決をしたと。

条例の中にも協定書の中にも、事実と違う書類が出てきた場合は指定の取消しができるんですよ。非常に重大な記述ですよ、これは。それを大石課長は、企画課長が言うたんやけど、町長の指示の下、適宜適切にやっておるといふふうに答えられたんです。これはどういうことか。町長が言うたからやったって言ってるのと一緒じゃないですか。町長に命令されてやったんでしょ。何か言うてや。

いずれにしても、今まで職員の責任を問うとった私は、ひょっとしたら誤りやったかもしれん。これは事前に、もっと前に町長から指示された出来事だったかもしれんからね。選定審議会、この書類については、全然自覚がないんか分からんけど、もう1回お伺いしましょうか。条例違反をいつ報告されたかということについて、答えないわね。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 おっしゃっている意味が全く分かりません。

○議長 以上で1問目の質問を終わります。2問目に移ります。大野直孝君。

○5番 では、次に移ります。

仁淀川町バス・スクールバスの指定管理料で、過去に減額事例がある。しかるに、定期外バス運行で未実施分を減額しないのはなぜか。先ほどの岡田議員へのご答弁では、対価があるものをやらないかんじゃないかと言うたんですが、企画課長は執行部としては適切であるということ言うたんですが、減額された事例があるんです。

それは令和3年3月31日付で町民バスの管理運営に関する協定書の変更についてという

文書が存在しまして、指定管理料を減額しております。私も情報開示をいたしまして、ここにあります。これは役場から発行していただいた分です。この中に、令和3年3月31日、仁淀川町町民バスの管理運営に関する協定書の変更についてということで協議書があります。この減額幅201万8,700円、消費税額及び地方消費税を含むということで、指定管理料8,550万6,000円から8,348万7,300円へ変更しております。いいですね。

この理由は、多分理由と思いますが、次のとおりと書いておりますので、変更前は若山橋線、変更後は安居溪谷線ということで、恐らく路線の変更があったものと思われるんですが、これを理由にちゃんと減額しておる。この減額というのは全て剰余金に直結いたしますので、剰余金の返還そのものということが言えると思います。これは令和3年3月31日ですから、町長就任以前の前町長が行った減額事例です。

こうなりますと、総務課長が前の議会で14年間剰余金の返還を求めたことはないという発言は事実ではなかったと。これはさっきも言ったけど、これは町長選挙の前ですから、前任者はちゃんと減額をしておられます。この減額した理由は、前町長のときですが、総務課長覚えておられますか。担当だったんですよ。統括やったと思いますね。黒川さんが課長でしたね。令和3年の3月31日、もし覚えとったら。

聞くのはやめて、定期外バスにおいても、未実施分を減額できないことはないはずだが、これも町長の指示で減額しないということでよいのか。前回の質疑で、荒木課長の答弁、この業務は町長の指示の下、適宜適切に行っており、問題ないと答えておりますので、町長の指示の下、これ減額はしなかったのであろうというふうに思いますけど、お答えください。

○議長 執行部、荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

この業務は執行部として適宜適切に行っており、問題ないものと考えております。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 課長がそうやって町長の指示の下と言うから、大体私の間違いを指摘されまして、ありがとうございます。どうもこれ町長が全部指示したものであるというふうに理解しました。課長は単に命令に従ってやっただけということでよろしいですね。

それで、減額をした理由について、思い出しましたか、課長。総務課長。減額理由思い出した。さっきの令和3年3月31日、201万減額しておられる。あるいは、教育長覚えて

ますか。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 再質問にお答えします。

当該事業者と協議の下、減額に至ったのだと思っております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 路線の変更があったというふうには書きちよったんですね。総務部長、覚えてないと思うけど、大事なことから聞いておくけど、これは令和4年4月1日と、仁淀川町町民バスの管理運営に関する基本協定書の変更についてという協議があります。これでは増額しています。約1年過ぎて、これは仁淀川町長古味実になっております。増額している。その増額は219万2,000円で、大体同じ値段やけど、おまけがついちゅう。219万円増やした。いいですか、増やしとるんですよ。この理由は何ですか。これ見ます。あなた判こあるから。この理由は何ですか。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 再質問にお答えいたします。

詳細は、申し訳ないんですが、よく覚えておりません。ただし、当該指定管理者と協議の下、増額になったのではないのでしょうか。

以上です。

○議長 以上で2問目の質問を終わります。3問目に移ります。大野直孝君。

○5番 令和5年度を過ぎたが、屋根つき車庫の現状について、令和4年度に建てた屋根つき車庫であるが、これはちょっと私、訂正させていただきまして、そもそも今、マネジメント名義の屋根つき車庫は3棟あるのか。これは総務課長にお伺いいたします。屋根つき車庫3棟を、あなた未来の屋根つき車庫3棟だと言ったんだから、あなた答えられるはずなんですよ。屋根つき車庫3棟は今、令和5年過ぎたけど、あるんかねって。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

この業務は、執行部といたしまして適宜適切に行っており、問題ないものと考えております。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 やっぱり我々ではちょっと、いくら質問しても答えないので何ですが、さっきのあれで岡田議員が質問された、対価性のことについて質問をされましたが、対価性のない支払いというものはどうですか。これは分かりますか。副町長、対価性のない支払いは構わんのかどうか、お答えできますか。

○議長 質問の内容が若干違うようですが、気をつけてください。竹本副町長。

○副町長 大野議員のご質問にお答えしますが、ご質問の趣旨がよく分かりませんが、先ほどから申し上げておるように、この業務については、適宜適切に行っていると考えております。

以上です。

○議長 大野直孝君。3回目ね。

○5番 ならですけど、先ほどの、ちょっと今の質問とはずれるかもしれませんが、構わんや。

○議長 質問事項についての質問ですので、気をつけてください。

○5番 それでは、ちょっと思い出してもらおうかね。時間稼ぎに。

○議長 雑談をしないように。

○5番 それでは、まとめます。2年ぐらいになりますかね。ちょうど2年ぐらいになるんですが、私と主に岡田議員が、おかしいということで、そもそも決算書の読み方があまり僕らも勉強しなかったけど、だんだんだんだん分かってきて、非常に重要だというのが分かってきたんですが、2年余りやっているうちに、執行部のほうも、私どものほうでは、何があったかというのは大体分かってきたような気がします。しますが、これ以上質問を続けてもお答えにならない。これでは意味がない。これやめるんでしょう。

本当に我々、心を砕いて一生懸命、町長の町民目線というのを信じて、何とか、何とかそういうふうになってもらいたい。この町長はそういうことができる人物だと、大きい袋を持ちゅうと思っていろいろ質問させていただいたんですよ。だけど、その結果が、全く答弁得られないんで、我々もう、答弁得られないとどうしようもない。調べるだけ調べても無駄になるので、議長、これは町長が答弁しないからこういうことになったんですよ。だから、それについて、答弁をなささいと言うのが議長のあれでしょう。それがなかった。それは残念。残念やけど、しょうがない。そういうことで、私の質問はこれでまとめさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 以上で3問目を終了します。4問目。大野直孝君。

○5番 公金から出資しているアプロス株式会社への出資金3,800万円がおよそ2,406万円に減額しているのではないか。その後、よく計算をいたしますと、約1,934万9,374円になっておった。およそ町民から預かった資本金が半分になっております。どういうことでしょうか、副町長。

副町長には先日聞いたんですよ、若干。6月の議会の後に聞きましたら、全然知らん。そのときもう決算終わってるんですよ。3月31日で終わりですからね。もう知っているものに思って、そこから3か月になっているから副町長に聞いたら、いや知らん、聞いてみるとかというような、何かあやふやな、社長だったんで、誰が責任者やと聞いたら、そのときも税理士に頼んどるとか言いよった。税理士じゃないよ、そういうこと。

それは分かったんやろうか思って、後で飲み会のときに、そのとき飲み会やりましたが、副町長、何とか力になってやりたいという気持ちで副町長に聞きましたら、こんな楽しい席でやめまじょうと、その話は。私はがっかりしました。せっかくいろいろアイデアもあると思ったんだけど、がっかりいたしまして、もうそれ以上は言いませんでしたが、どうも、あなたが税理士と言うから調べてみたところ、実質経営者は誰か本当分からん。役員賞与はもらってないという、無償の役員をやっているのが実質経営者かということになるんですが、それはちょっと、あなたでなければ誰なんですかという問題になってくる。半分になっておるんですよ、資本金が。これは大変重大な問題で、四、五年したらその従業員、首ですよ。どうなりますか、あんた。社長というのは従業員の生活もかかっているんじゃないんですか。

ほかにも聞きました。それは書いてないから、今のは3番目の質問ですので、ゆの森のね。1番目の質問、令和2年度から6年度までゆの森の施設、くみ上げポンプなどへの投資総額を伺います。大体聞いてますけどね。

2番、令和5年度、本町の決算書にゆの森のくみ上げポンプが消えておりました。その理由は何ですか。くみ上げポンプ以上に過大な投資をして、やぐらから何からで1,100万円かかっておりますよ。それが消えている。どこへ消えたんか。やぐら、ポンプはええですが、取りあえずくみ上げポンプの消えた理由。それで、先ほどの公金から出資しているアプロス株式会社の出資金3,800万円がおよそ1,900万円になっちょる、半分になっちょる、この理由を聞くということをお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。竹本副町長。

○副町長 大野直孝議員のご質問にお答えいたします。

まず1問目の投資総額のご質問ですが、令和2年度は85万8,000円、令和3年度は231万6,600円、令和4年度は2万8,600円、令和5年度は1,169万4,100円を支出しておりまして、4年間合計で1,489万7,300円となっております。

2問目の決算書のポンプについてのご質問でございますが、令和5年度に水中ポンプ交換及び配管取替工事を施工し、既存の水中ポンプを撤去しましたので、物品台帳から削除をいたしております。新たな水中ポンプにつきましては、インバータ自動運転ユニットや制御盤等を含めまして、源泉取水施設の一部とみなしまして、物品台帳に記載する性質のものではないという判断をいたしております。

3番目の出資金が減損しているというご質問でございますが、出資金は受ける側、アプロス株式会社のほうからしますと、資本金に該当いたすものであると思います。ゆの森の決算書の中で資本金を含めました純資産の減損のご質問だと解釈をいたしましてお答えしたいと思います。

純資産は会社の経営状況によって増減をする、そういった性質のものでもございまして、黒字になると増加し、赤字になると減となるような関係性のものでもあります。ゆの森におきましても、コロナ禍の影響を受けまして、令和2年度から赤字決算が続いておるため、純資産も年々減少しておるというのが現状でございます。令和5年度も赤字でございましたが、コロナ後に観光需要が回復してきたこともあり、損失額は減少傾向にございます。現在も物価高騰など非常に厳しい状況ではありますが、インバウンドによる外国人の利用増加などプラスの要件もございまして、今後一層の経営改善に努めて、収益増を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 計画はあなたが立てたんですか。違うでしょう。

アプロスですね、今のままの経営状態でありますと、前提として、ほかの事業者、ほかの同業者はどうであるか。令和4年度から既にもう、全力で生き残りをかけましていろんな方策をやっておりまして、4年度の後半ぐらいからどんどん黒字に転換してきておりまして、今まだ赤字というのは相当少ないんじゃないか。

しかもアプロスというのは、昔はオリエントがやってたんですが、オリエントのときはプラス決算じゃなかったかということで、非常によかったんですよ。それをわざわざ訴訟までして取り返したんですが、その挙げ句が今の、例年平均したら毎月500万の赤字です

よ。毎月500万の赤字、何やってるんですかって。

これ勤めている従業員の方の生活をどうしますか。これ勤めている従業員の方、大変忙しい思いしているらしいです。もう全然ふだんに家とそこの往復しかしない従業員さんもおられるようで、とにかく大変なんです。あなたその責任者ですね。社長ですから。

全然、それでまた7,000万ぐらい投資するという、その投資、ど素人の私が考えても、離れたところ、道の向こうへ客室3つ造って、受けますか、絶対これは苦情が来ますよ。雨が降ったとき、食べに来てくださいって、誰が食べに行きますか。持ってこいと言うでしょう、必ず。そしたら対応せざるを得ん。あなたじゃないですよ、対応するのは。従業員が対応するんですよ。あそこを往復する。どうやったらそれを問題解決しますか。余計評判が悪くなると僕は思いますけどね。

しかもあそこは笑美寿茶屋さんがイベントなんかで使っているんで、非常に重宝しとったところやと思いますけど、それを取り上げてまでやって、赤字が増えた場合の、あなた責任を取らないかんですよ。それは今すぐは、分かってなかったようですから、気合入るとは思いますけど、ほんまにこれは、あなたが経営責任者ならですよ。だけど、この前聞いたら、全然経営責任者じゃない、相談をされる方がいるようですけど、誰ですか。それは。

それから、ここには充て職で建設業協会の会長さんが入っておられると聞いていますけど、その人らに全然役員賞与ないんですか。それらも聞いておきたいですね。役員賞与がない、そういう経営者が、もうけなくてもいい。全部親方日の丸で、損害分も全部公費で負担してくれる。こんな丸得の商売ないでしょう。これはちょっと非常に問題だと思えますがね。その辺はどうするつもりか、これも聞いておきたいけれど、いっぱいやるつもりないので、何かお答えください。

○議長 執行部、竹本副町長。

○副町長 ただいまの大野直孝議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。ただし、通告に入っている、即した内容の質問についてはお答えをさせていただきます。

アプロスの赤字についてございますけれども、先ほど申しましたように、経営改善に努めているというところがございます。昨年度から客単価を上げるべく、宿泊料、またレストランのメニューの代金等の値上げをしております。ただ、それだけはなかなか厳しいということもございまして、今度は客室を3室増室して、客単価を上げようというふうな方向でございます。

また、これにつきましては、昨年、一昨年からですか、支配人をはじめ従業員の方々とも度々会合を開きまして、それなりに理解もしていただきながら行っておるところでございますので、その辺は私が独断で行っているということではないことは申し添えておきます。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 計画を立てちゅういうのについて、今言うたように、抜かりがあります。たくさん。あの計画で、恐らくお客さんも不満足で帰られると思われまして、動線が悪いんですよ、とにかく。ああいう業種にはね。ほかのこと考えませんか。ドーミーというか、何かいっぱい入れるあれもありますよ。やり方がね。安く泊まれるという。知らんの。知らにゃあ意味がない。前に聞いてもいかがだったと思うが。以上で終わります。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了します。

通告第7号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 議長の許可を頂きましたので、マイナ保険証ではなく、現行の紙の保険証の存続を求めての質問に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

質問通告書の提出頃は、12月2日以降、保険証の廃止の対応の周知があまりされていなかったのではと思って質問を考えました。

9月議会では、全国では25議会が意見書を可決し、2議会で陳情と採択、趣旨採択をしております。この中で、石破首相の選挙区、鳥取1区での三朝町、そして智頭町の2町で陳情と趣旨採択をしております。そのことがあったかどうかは分かりませんが、総裁選挙のときに、期限が来ても納得しない人がいっぱいいれば、併用も選択肢として当然だという発言をしておりました。意見書の内容も、廃止の延期を求めるから、廃止を撤回し存続を求めるという内容に変わってきております。

石破さんが首相になるとマイナ保険証推進に早変わりしております。NHKのアンケート調査では、衆議院議員の55.1%の人が従来の保険証は廃止すべきではない、あるいは廃止を延期すべきだという声が55.1%も議員の中でも上がっているわけです。そして、全国の平均利用率は、つい最近のテレビ報道では15.67%、本町は分かりませんが、高知県では14%台ということで、全国平均よりも低いところに位置しております。また、国家公務員で、厚労省資料を見ても、9月ですけれども、公務員13.58%で、国民全体が13.87%、これと比較しても下回っております。

本町の場合は、広報によど川で8月、この告知が出ております。そして、最近の11月では、2ページ立てで12月2日以降の告知が出ております。だから、これを見られた方も当然たくさんいらっしゃるわけですが、この内容は、政府が進めるマイナ保険証の推進の立場からだと思われませんが、現行の保険証の有効期限までの使用ができますという内容の項目は、この3枚の中で97行中11行にそれと似たような内容が書かれております。しかし、太文字でもないし、ゴシック体でもありませんので、ちょっと見落とす場合もあるかと思えます。

最近、テレビや新聞の報道では、11月末ぐらいからは連日、保険証の廃止の情報がどんどん流れております。誤解して捨ててしまった人はいないとは思いますが、町民に今使っている保険証は有効期限まで使用できます、この内容で町内放送が要るのではないかとこのように考えます。

健康保険証は11月末には1年先までの有効期限で資格確認書と一緒に届き、マイナ保険証の人には、資格情報のお知らせも届いているんですよ。だから、4種類もあると使い分けが分からない人も出るのではないかと思いますし、常に持ち歩きが必要ではないかと思えます。

9月の定例会で、資格情報のお知らせは、マイナ保険証加入者、チェックが大変大仕事ということで、この内容は全員に送ると。それがその後、保険証代わりになると記憶しておりますが、この辺りには変わりはありませんか。資格情報のお知らせ、資格確認書は、有効期限までには届きますよね。

マイナ保険証には顔写真、それから住所、氏名、生年月日、マイナンバーですけれども、紙の保険証には有効期限、被保険者番号、住所、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、発行期日、交付年月日、負担割合、それから保険者番号があり、見れば一目瞭然です。それこそ国民皆保険そのものではないかと思うのです。後継の資格確認書も、表題が違うだけで、内容は紙の現在使っている保険証と同じと言われております。であるならば、大金を使い、手間暇をかけずに、存続すればいいのではないかと思います。

マイナ保険証の登録を不安で取りやめたいという人もぼつぼつ出ていていると聞きます。その処理方法はどうすればいいのか。あるいはまた、現在使用中の紙の保険証の紛失の場合の手続きはどうすればいいのか。

最後に、高齢者施設に入った場合、施設が管理できるのは、個人情報関係から、マイナ保険証ではなくて紙の保険証が安全で、それが必要ではないかと思えます。

話は別件ですけども、地元の高知新聞には、来年3月からはマイナ免許証が発行されます。現行免許証と併用可能です。なぜ保険証は併用にならないのかと疑問を投げかけております。

以上のような点から、やはり現在使われている紙の保険証を継続できないものかという観点からいろいろ申し述べましたが、医療保険課の課長さんのほうからご答弁をいただけたらと思います。

以上です。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 藤堂議員のご質問にお答えいたします。

国においては、マイナ保険証を医療DXの基盤として、救急、医療、介護現場などの切れ目のない情報共有や医療機関、自治体サービスの効率化、健康管理、疾病予防、適切な受診のサポートなどの実現を目指すとされています。

本町といたしましても、マイナ保険証の普及は町民の皆さんのメリットが大きいと考えておりますので、皆さんの理解をいただくよう努め、対応していきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長が答弁いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 西森医療保険課長。

○西森医療保険課長 ご質問にお答えいたします。質問がかなりたくさんありましたので、回答のほうは前後するかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

まず、健康保険証の新たな発行が廃止されるが、マイナ保険証がなければ受診できないかと、各種の保険証の有効期限は健康保険証の記載期日まで有効かとのご質問があったかと思いますが、役場が発行しております国保や後期高齢者医療の保険証の有効期限は来年の7月31日までになっておりますので、有効期限まで今までどおりお使いいただけます。

また、それまでに紛失などされ保険証のない方には、資格確認書を交付しますので、そちらで従来どおりの医療を受けることができます。

なお、社会保険の保険証には有効期限の記載が通常ないものがたくさんありますが、最長で来年の12月1日までご使用することができます。

次に、廃止などのニュースがありましたので、従来保険証を廃棄する人がいるのではないかとのご質問があったかと思いますが、現在の保険証を送付したときに同封していた文書や、広報、町のホームページなどで、また、最近ではテレビのニュースなどでも繰り返し有効期限まで現行の保険証が利用できると周知しておりますので、破棄される方はかなり

少ないと考えております。仮に保険証を破棄した場合は、役場で資格確認書など保険証の代わりになるものを発行しますので、支障はないと考えております。

次に、資格情報のお知らせは全被保険者に届くのは有効期限までに届きますかと、資格確認書はマイナ保険証を持っていない人に発行されますか、また、資格情報のお知らせでも保険証の代わりになりますかとのご質問があったかと思いますが、国保や後期高齢者の方には、現在の保険証の有効期限の来年7月末までに資格確認書または資格情報のお知らせを郵送いたします。マイナ保険証の登録をされていない方には資格確認書を、マイナ保険証の登録をされている方には資格情報のお知らせを送ります。

なお、資格情報のお知らせを使用するのは、マイナ保険証に対応できない医療機関で、マイナンバーカードと一緒に提示して使うものでありますので、資格情報のお知らせだけで保険証の代わりになるものではございません。

次に、マイナ保険証を見ただけで保険証の判断ができるのがよかったということで、これが国民皆保険制度ではないかとのご質問もあったかと思いますが、国民皆保険制度は昭和36年から始まっており、国民全てが何らかの保険に加入することが目的でありますので、不都合はないかと考えております。

次に、マイナ保険証の登録をしていたが不安になり解除したい場合、また、紙の保険証が必要になった場合の手続きはどうすればよいかとのご質問ですが、役場で申請いただければ、マイナ保険証の登録解除の手続きと、代わりとなる資格確認書を発行いたします。

最後に、高齢者施設に入所した場合、マイナ保険証は施設が管理するのか。個人情報の関係から紙の保険証が安全だし、安心ではないかとのご質問もあったかと思いますが、マイナ保険証の取扱いは、本人や家族の方、また入所される施設の判断になるかとは思いますが、このような場合は役場で申請してもらえれば資格確認書を発行しますので、ご安心いただきたいと思います。

質問への回答は以上でございます。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 ありがとうございます。大部分の質問に対してのお答えをいただきました。

あと1つ、町内放送を通じて現在の保険証が期日まで使えますよという放送自体は全然考えられていないのでしょうか。

もう1点、マイナ保険証は、もし紛失した場合には代わりの紙で発行されるということですが、マイナ保険証そのものの発行というのは、私が聞いた範囲では一月くらいはか

かると。カードができるまでは、保険証ができるまではというふうに聞いておりますが、その他、私は今現在の紙のカードが紛失した場合には資格確認書を活用するということですから、これは別に問題はないと思います。それは役場に届出に行けば、それを発行してくれるということで捉えとったらいいものでしょうか。その2点についてお伺いします。

○議長 執行部、答弁。西森医療保険課長。

○西森医療保険課長 再質問にお答えします。

町内放送のほうは、今日初めて聞きまして、まだ検討しておりませんでした。庁内でも検討し、また近隣の町村等の状況も聞きまして、検討してまいりたいと考えております。

また、マイナ保険証をなくした場合の保険証の扱いであります。資格確認書をすぐに発行することができますので、ご安心いただきたいと思います。なお、確かにマイナ保険証の再発行には一月ぐらいの時間がたしかかかったように思います。

以上でございます。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後 3時21分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

通告第8号、議席番号8番、若藤敏久君の質問を許可します。若藤敏久君。

○8番 議席番号8番の若藤でございます。発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、小中一貫校についてお伺いをいたします。

学校がなくなれば地域が寂れます。だから、学校再編と同時に、地域が活性化する施策を講じるべきだとこれまでも再三申し上げてまいりました。しかしながら、町長からも教育長からも地域活性化のための案や施策は何1つ示されておられません。休校、あるいは廃校となった地域、学校や施設、校舎、体育館、グラウンド等はどうのようにされますか。長屋地域、森地域、池川・土居地域と、長者小、仁淀中、別府小、池川小中学校、できればそれぞれ具体的に説明を願います。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

個々の学校ごとということでございますけれども、休校・廃校後の活用につきましては、全ての学校に言えることでございますが、基本的には地域活性化委員会なりを立ち上げまして、地域住民の皆様と一緒に学校建物跡地の有効利用について話し合っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 古味町長。

○町長 若藤議員のご質問にお答えいたします。

学校跡地の再利用については、地域との協議が大前提であります。地域との話し合いが求められます。小中一貫校のめどが立てば、協議を加速させ、地域の振興対策も含め、協議をしていきたいと考えております。

○議長 若藤敏久君。

○8番 町長、私は、最後にそれ、グラウンド設備はどうするかと書いちゃうけど、途中にあるよね。あなた方、町長も教育長も地域の活性化も何1つ示していないじゃないかという、このことで、ここに答弁が欲しいのよ。地域活性化案を。正直言うて、グラウンドなんかどうでもええが。企画の課長が言うたとおり。しかし、地域活性化案が何も示してもらってないき、今の答弁では、あとはもう自分が勝手に言わないかんけど、これ2遍目やけ、再質問をさせていただきます。

小中一貫校を望む保護者の方々は、学校教育の現状を把握し、子供たちの将来を考えて一貫校の設立をと、このように言っておりますが、果たしてそれで全てが解決をするでしょうか。また、同僚議員が言われるように、一貫校になれば、30年、40年は存続するでしょうか。私はそのようには思いません。

19年前の3町合併時、7,700名の人口が、今4,480名でございます。6割に減少しております。単純に計算をいたしますと、19年後には2,700名となります。さらには、戦後生まれの我々団塊の世代も多くの方が恐らくこの世にはいないでしょう。人口減少率はさらに上昇しているはずであります。

人口が減少するが、子供たちは増えると。こういった理論は成り立ちません。子供が増えるとは考えられませんから、当然、子供の数も減少いたします。教育長は計算をしていると思いますが、令和6年度の小学生が98名、中学生が72名、計170名ですよ。6割になれば102名です。現在100名の池川小中学校の生徒と同数になるんですよ、19年後に。そうでしょう。あなた計算しておると思いますけど。

合併して20年もたつのに、もう3町の壁は取り除いて、地域なんかいいじゃないかと。1つにならないと駄目だと、このような声もありますが、くどいようですが、地域が寂れると町が寂れます。地域が寂れると町がもたなくなるんです。町長も教育長も保護者の方々も考えているのは目先のことだけ。私に言わせれば。

お二方には少し厳しいことを申し上げますが、このたびの学校再編、あまりにも唐突過ぎます。あまりにも計画性がありません。校舎新築には30億円以上が必要だと聞いておりますが、そのための基金は、先日確認をいたしました、1円も積み立てておりません。全て国の補助金と過疎債頼りの計画であります。補助金が幾らで、過疎債が幾らだろう、だから一般会計からの持ち出しはこれぐらいになるんじゃないかという推測です。計画どおりにいかなかったらどうなりますか。

全員協議会でも申し上げましたが、この役場本庁舎には23億円かかりました。藤崎元町長の時代から10年かけて年1億円ずつ10億円を積み立て、その段階で合併特例債を利用して、本庁が23億、仁淀総合支所が2億だったか3億だったか、そして池川の総合支所と、これで全て賄ったんです。一般会計からは1円も持ち出しておりません。

今回の学校再編も、学校がなくなる地域住民に理解を得られる説明と、地域活性化案、これを示して、古味町長就任時からでも学校再編のための基金を積み立てていれば、我々も理解ができました。前議会で否決をされましたが、あのようなこともなかったと思います。

生徒数が減少すれば、学校再編は当然必要です。吾川が中心でありまして、この吾川に大崎の一貫校をとという考え方も当然かもしれません。しかし、町長、よく考えてみてください。これまで私が人口減少と過疎、少子高齢化問題を質問したとき、町長は何と答えましたか。東京一極集中が問題だと。東京へ1つ集まるのが日本の地方を寂れさせているんだと言いましたよね。ならば、今の仁淀川町どうですか。役場本庁、社協事務所、森林組合、観光センター、その他全て、メインとなるものは全てこの大崎ですよ。仁淀と池川に残っているのは学校だけです。その学校まで取り上げてここへ持ってきて、仁淀と池川はどうしてもいいんですか。こういうことを言いたくなるんですよ、この何は。事実、みんな自分の範囲です。議員でも誰でも。小中一貫校に賛成している方は吾川の議員さんでしょう。仁淀と池川の議員はこれ賛成できないんですよ。賛成したくても。

これでは地域が廃るのは当然でございます。学校再編に否定的なことばかり申しましたが、私は、先ほども言いましたように、学校再編は仕方ないと思っております。しかし、

それには仁淀と池川をこうやって、学校のなくなった後の活性化するんだという活性化案、最初言いましたよね。これを示していただければ、私はこの再編にもろ手を打って賛同いたします。

町長、教育長には言いましたけど、当然いたしますが、6月議会にも全幹部の方にお伺いいたしました。合併した後、仁淀と池川が寂れない妙案ありませんか。あったらお答えください。なかったら結構です。6月議会のような答弁なら要りません。現在与えられた仕事を一生懸命頑張るでは、そんな答弁は要りません。学校が統合した後、仁淀と池川が本当に活性化するよという、これだったらええんじゃないかという、そういうふうな案を示してください。なかったら結構です。

以上で再質問を終わります。

○議長 執行部、答弁。黒川教育長。

○黒川教育長 まずその案、案と言いますけれども、これは各課長それぞれ皆さん、夢になると思うんです。まだ確証的な金額とか、そこまで皆さん町長と話をしていないので、それぞれ皆さん思いは持っていると思います。

それをこの場で言っているのかというのはあるんですけど、まず最初に、なぜ今回、計画性がないまま統合という話が出たかということですけども、まず財政的には、前回、庁舎を建てる、各総合支所についても改築なりしていく、それは以前から分かっておって、それには補助金が出ません。補助金がないので、施設整備基金を積み立ててやろうということで積み立てておりました。

今回、学校の場合には補助金が2分の1あります。2分の1といっても、その部分の面積でということになりますので、単純に2分の1ということではございませんが、それでお金が出る、そういうこともありまして、特に今回、目的基金としての施設整備基金には積立てはしておりません。

ただ、毎年決算で上がる剰余金につきましては、減債基金なりに積み立てております。減債基金というのは、これは繰上償還したり、そういったための財源でありまして、今回、学校の庁舎建設に当たりましては、それをやった後、過疎債で借入れをします。それが12年間、今考えているのは一般に過疎債の12年間ですが、どうも義務教育の教育施設になったら25年というものもあるらしいんですけども、それはそれとしておいて、これをやった後、繰上償還もその減債基金でやっていって、後年度に負担のかからないようにしていくようには考えております。そうした場合、財政の係ともいろいろと相談しながら進めていって

おりますけども、さほどそれによって影響が出るというふうには考えておりません。ですので、これについては、計画的に基金は積み立てておりませんでした。

それと次に、小中一貫校をどうして今建てるかということですが、合併当時から言いますと半分以上、6割減ぐらいになっております。こういうことがありまして、あと、校舎が古くなった。かなり古いんですよ。もう45年以上たっているところばかりで、これを全てまた今の状態を維持していくとなりましたら、かなりの費用がかかってくるわけです。

それを考えた場合、統合して新しい学校に集めてあげたら、すごく子供たちも喜ぶのではないかという思いもありますし、まず何より20人前後なんですよ、今も。OECDの加盟国の平均の学級の児童数は20名ぐらいなんですよ。それがちょうど一番いい生徒児童数なんです。ちょうど今、統合すればちょうどその20名前後になって、一番いい環境が整えられるのではないかと考えております。

そして、まして今、仁淀川町に限らず、地方の田舎のほうの子供は、何もしなくても先生がしてくれる、回りがしてくれるということで、全然、高校へ行ってもようついていかんというか、ようなじめないというか、自分の自己主張が物すごく弱いんですよ。そういうことをしっかり言えるように、とにかく子供同士の摩擦が起きるような環境をつかってあげたいと考えております。

こういうこともあるんですけども、学校のことだけ言ってもいけません。学校を統合すれば当然、若藤議員の言うように、寂れていきます、地方は。そこで、ここから先は夢になるんで、あまり言ったらいけないと思うんですけども、言っているんですかね。全然、町長とも。

まずは大崎、池川、土居、森、ここはもう本当に、旧の町村はほとんど平等な形で合併しております。これを寂れさせずにおくというのは、まず僕が一番思っているのは、人間、人との交流が途絶えたらいけない。交通機関を取りあえずは、とにかく交通手段を何とか確保して、人の流れを頻繁に起こすことが一番大切かなと考えております。学校においても、子供は学校終わったら地元で生活します。ですので、池川の子供が仁淀へ遊びに来る、休みの日に遊びに来る、そういったことが普通にできるような環境ができればいいなと一番は思っております。

それであとは、学校がなくなった跡地ですけども、今日も出てましたけども、林業は仁淀川町盛んです。ですので、学校の跡地をバイオマス発電施設にするとか、いろんなこと

が考えられると思いますが、跡地につきましては、とにかく大前提であります地域との協議が一番ですので、こっちからあまり言うことはできないと思いますので、それは皆さん意見はいろいろお持ちですので、それとまた協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 古味町長。

○町長 若藤議員の質問にお答えします。

小中一貫校ということになれば、各地区に広大な跡地、敷地がありますので、集会施設やコミュニティ施設など、地域住民が交流できる場を考えていきたいと考えます。どちらにしても、地域住民との協議が大前提となります。また、一貫校となっても、地域から子供がいなくなるというわけではありませんので、子供のための施設も考えていきたいと考えております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 再質問にお答えいたします。

これ危機管理担当課長としての構想でございますが、空いたグラウンドについては、一定ちょっと確保しておきたいなと思っております。と申しますのは、災害が起こった後の仮設住宅を集中的にそこへ建てたほうが、避難者の方のコミュニティーという面で大変いいのかなという思いがございますので、そういった活用も考えたいと思っております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 教育長の話は長いこと聞きよったら、お金へこまされた。いろいろ会議を聞いたそのときにぱっと思ったんやけど、やっぱり今が一番ええときだから合併したいというような意見がありましたけど、だから、目先のことだと私は言うんですよ。今は一番だけど、20人で理想やけど、5年、10年で減るでしょうがね、もう。だから、今はええけど、ここ10年あつという間ですよ、もう。だから、これを見て話をしてくれんと。それは長々言わん。

再々質問をさせていただきます。

地域の活性化、僕の考えを述べます。皆さん方にばかり聞いて、自分はこうしたらいいよっていうことを言わんかったら、あれは卑怯だとなりますよね。私の考えを述べさせていただきます。

東京や大阪のような大都市近郊の自治体は、転入者が多く、人口が増えているそうです。しかし、北海道から九州まで、他の自治体は全て転出者が多く、人口が減っております。

日本は昔かたぎの人間が多く、男尊女卑、こういった傾向が強く、昭和の風習が抜けておりません。しかし、私を含め、いや、私が先頭と言ったらええでしょう。男なんて大したことありません。本当に男なんかまったいものですよ。世間体を気にして見栄を張り、いざとなったら何もできない。

その点女性は違います。子供の頃から炊事、洗濯、家事を手伝わされ、結婚すれば、嫁ぎ先のお父さん、お母さん、こういった介護に明け暮れる毎日でございます。母親にしてみれば、娘にだけはこんな苦労はさせたくない。このように考えます。娘は母親を見て、あんな母親の苦労だけは私はしたくない、そういったことから、高校、大学、就職も自然と県外へ行くようになるんです。

だから、東京、大阪の大消費地近郊以外の自治体においては、男性の転出よりも女性が多いという、こういった、町長、私は女性を引き止めて、女性が主人公、女の方が本当に仁淀川町を引っ張っていくような、そういうふうな町になるしかないと思います。さっき町長、教育長いろいろ言われましたけど、こうなれば絶対仁淀川町は負けません。女性が先頭に立てば。男はまったい。これは本当の話ですよ。私は今、自分のことを言いましたけど、女房がちょっと病気でおらんかって、つくづく分かりました。これはえらかったなと思って。男はできません。

そういう女性に仁淀川町の先頭を引っ張ってもらって、あらゆる施策といったものを実践して、議会でも女性議員が誕生して、将来を語り、役場幹部も、勘定しましたよ。14名のうち2名ですが、女性の課長さんがね。半数ぐらいは女性が占めるよと。こういうふうな町になれば、仁淀川町は注目を浴びて、女性がこういうふうな元気なまちについては、男は自然と寄ってきます。これは取り消します。男は自然と寄ってきます。正直言って、これは。

私も前々議会以来、どうしたらええもんじゃろう思ってずっと考えてきましたけど、今回そういうふうなことで、家内がちょっとおらんかった間に、これはえらかったなと、女がやることは本当男はできんなど、このように思いました。

町長、3年前に、町の流れを変えろと言ってあんた、就任した町長でしょうが。今まで変わってませんよ。こうやって変えてください。今私が言ったような案で各、長屋でも森でも、もちろんこの大崎、田村でも、寺村の西側でも、女性をこぞって、ここで議論をし

てもいいです。まとめもええ。どんな形でもええから、まず女性に集まっていただいて、仁淀川町のためにどうしたらええかということ。そこで決まらなかったら仕方がないです。私の案もこれまで。しかし、もしこれでこういうことしたらええんじゃないろうか。ボランティアでも何でもええです。決まったことがあれば、議会も執行部も全面的にそこを応援していくと。こうすれば、必ずや現状は回復できると私は思います。ほかにないです。僕もいろいろ考えた。そしたら、先ほど私が言いましたように、20年後には生徒数も100名になって、今もし借金ができれば、借金は全部そのときの子供に押しつけてしまう。そういうふうになってしまいます。

ちょっと時間あるから言わせていただきますけど、とにかく子供にあんまり借金押しつけんように。教育長もこれは過疎債がもらえる、補助金をもらえると言うけど、これ全部借金ですからね、自分たちの。同じなんですよ。20年前、5か町村合併か3か町村合併かいうていろいろ議論したときに、日本には700兆円の借金があるから大変だと言いました。説明聞いたら、700兆ぐらいの金は、高速道路や瀬戸大橋なんかで財産があるから心配ないよと。これが今1,300兆円ですよ。20年先に何ぼになってますか。さきに衆議院選挙がありました。国会議員の誰一人、候補者も政党も、この借金を返さないかんという政党が1人もなかった。全部自分たちのことだけ。

関係ない話あんまりしてもいけませんので、それで、今言いましたような女性中心、女性を頼る、頼ると言うたら言い方あかんですけど、そういった町にする以外に私は道はないと、そのように考えます。少しええご答弁をお願いいたします。

○議長 古味町長。

○町長 若藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

県の人口減少対策でも、女性を増やすということがテーマとなっております。そういった意味からも、女性に集まっていただいて、いろいろ議論していただいて、いろんな意見を出していただく、そういった事業にもそういった県の交付金を使えると思いますので、ぜひともそれは実現をしてみたいと思います。その意見を尊重して施策に反映していくというようなことで、自分たちでは気づかない、女性での視点でのいろんな施策というものを考えてみたいと考えております。

それから、今言われました財政面のことでございますけれど、今年度、本来なら谷脇旅館も取り壊す、そして、いろんな事業、ちょっと自分の判断で抑えたわけなんですけれど、以前にも若藤議員からも指摘されておりましたけれど、町の予算規模が大き過ぎるのでは

ないかというようなこともあって、大きな事業はとにかく抑えて、少しでも借金と申しますか、そういったものを減らして行って、基金を積み上げていくというようなことも頭に置いておりますので、当然、思い切ったことをやらんといかんときにはやらないけれども、財政面ではそういうようなことを念頭に置いて運営をしております。

以上です。

○議長 以上で1問目を終わります。2問目に。若藤敏久君。

○8番 2問目ここで質問します。簡単やから。2点目は、議会と住民への対応についてお伺いをいたします。

この件は、さきの住民との意見懇談会において住民から出た意見であります。地震等の際、農本商店の屋根瓦が落ちそうで危険だが、どこに言えばいいのか。町が購入したと聞くが、何にどのように使用するのか。このような意見がございました。私ども議員は、誰一人知っている者はおらず、答弁のしようがありませんでした。町長の専権で山や畑、こういったものを購入する際は結構でございます。しかしながら、町の中心の農本商店や谷脇旅館、こういった人々が注目する土地や家屋の購入には、事前に購入理由、また利用方法など説明願えないものでしょうか。これが質問でございます。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 若藤議員のご質問にお答えいたします。

農本商店、そして谷脇旅館の購入につきましては、昨年の9月議会定例会のときの一般会計補正予算案の一部として上程し、認めていただいたものであります。農本商店をシェアオフィスとして利用することは、副町長の提出議案の説明の中で、また、谷脇旅館を取り壊し新たな宿泊施設として利用することについては、野村安夫議員の質問にお答えする形でご説明させていただいておりましたが、いずれも簡単な説明にとどまっておりました。今回ご指摘も受けましたので、真摯に受け止め、今後につきましては、大きな財産取得時には議員全員協議会などの場で購入後の利用方法まで事前に丁寧な説明を心がけたいと考えております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 いよいよ世間知らずで申し訳ない。町長、教えてくださいや。シェアオフィスっていうたら、具体的にどんなものを造って、どうすんのよ。それだけ。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 いろんなパターンがあると思うんですけれども、農本商店のところににつきましては、2階部分に4つの部屋で4区画のシェアオフィスというのを構える予定にしております。1階部分は町内個人事業主さんとか地域の住民の方々が利用できるようなスペースにできないかなとも考えております。ですので、部屋をオフィス代わりに利用しながら、地域の方も交われるような、いわゆるスタートアップといいますか、小さな企業を起こしたばかりの事業者さんを想定した事務所を構えて、起業の最初の初期投資とかを控えながら発展していただく最初の取りかかりになるような事務所であろうかとは考えます。

○議長 若藤敏久君。

○8番 そしたら、もうあれを立ち壊さんずくに、改築、改造して使うということですか。それだけ。

○議長 荒木企画振興課長。

○荒木企画振興課長 先ほど屋根の話もございましたけれども、一応屋根のほうはガルバリウム変更で、耐震策も講じる予定としております。

○議長 以上で若藤敏久君の質問を終わります。

通告第9号、議席番号4番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○4番 通告第9号、議席番号4番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

任期満了に伴い来年8月に実施されます町長選挙について質問します。

1問目は、古味町長は次期町長選挙に立候補されるのかを問う質問でございます。来年の町長選挙につきまして、日程はまだ決まってないようですが、選挙まで残すところ8か月といったところで、これから選挙に向けての機運が高まってくるのではなかろうかと思われれます。古味町長におかれましては、これまで公式の場では意思を表明してないと思いますので、この場で立候補するのかどうか、今の決意をお伺いしたいと思います。

続きまして、2点目は、来年は仁淀川町誕生から20周年を迎えます。合併当時は8月の本町の人口は約7,800人でした。来年の4月の時点では、そのときよりも3,400人減少して、今後も続くのではないだろうかというふうに考えられます。この20年間で3,400人減ったということは、単純に割り算したら年間170人減っています。これが続くと26年後にはゼロになると、そういうことはないと思うんですけれども、単純計算で言ったら、そんな状態になります。この人口減少対策と少子化対策、これは連動していますけれども、これは最重

要課題として今後も引き続き取り組まなければならないこととございます。また、財政についても、困難になっていくと見通されます。

先ほど申しました少子高齢化、これで今回の議会の中では小中一貫校のテーマが出まして、私も熱心に聞きましたけども、この小中一貫校の考え方は私は岡田議員に近い。そして、町民の声という意味では、先ほど申されました若藤議員の答えに近いと私は解釈しました。それはなぜかと申しますと、中学校再編に関する説明会、これが2回行われたと言われていますが、これ4会場でやったので、合計で8回ですか、やりました。私は全ての会場に参加しました。それで驚いたのは、今までの話もあったんですけど、町長、副町長、総務課長が来てないなど。何でこんな重要な話の中に来てないのかなとがっかりしました。企画課長は来られてましたよね。

そういったことで、非常に重要な課題が出ました。先ほど若藤議員が言われましたように、人が減っていく。子供の数が減る。それでは、町は人口減少対策をどんなにしているのかという質問がありました。それは当然の質問やと思います。減ることばかり言うて、その代わりに、自分たちはこうやって増やそうと思うと、それがはっきり言える、それがまた町民に理解され、浸透する、そういうことはないのかなと。今の時点では、それを直感しました。

こういったことも含めて、町長は非常に難しいかじ取り役を担うこととなります。これからの本町の行政について、どうあるべきか、その決意をお聞かせください。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤崎議員のご質問にお答えいたします。

私の任期も来年8月27日ということで、残り任期も8か月余りとなりました。この間、2年余りにわたるコロナ予防、コロナ対策に振り回されましたが、私が公約で掲げておりました、仁淀川町に住んでよかったと思えるまちづくりに向けた取組を推進することができました。これは議員や町民の皆様のご理解、ご協力、そして職員の頑張りによるところが大きく、本当に感謝を申し上げます。様々な課題も山積みですが、残された任期を住民福祉の向上のために全力で取り組んでいかなければならないと決意をいたしているところでもあります。

地元で生活をして、地域、地区の行事に参加しなければ分からない住民の苦しみや悩み、何を必要としているのか、何を楽しみにしているのかなど、共に住んでいないと分からないことがたくさんあります。これからも住民と交流を重ね、住民目線での行政運営を行っ

てまいります。

そして、町長選挙への出馬ですが、後援会や家族などとも相談し、しかるべくタイミングで述べさせていただきたいと考えております。

次に、人口減少、少子高齢化についてですが、私も藤崎議員と同様に、本町が持続可能な自治体として発展していくための最重要課題だと認識しています。このことについては、様々な施策を総合的に考えていく必要があります、直接関係深いものとして、若い世代が安心して働き、出産・子育てがしやすい社会環境の実現、本町の魅力を高めることによる移住定住の促進などが挙げられます。また、このほかにも、安全・安心な町民生活のため、福祉サービスの充実や道路などのインフラ整備、地域資源を生かした観光の振興、農林業、本町の基幹産業の強化など、住みやすい豊かなまちを目指すことで、本町の人口減少を抑制し、今後も仁淀川町が持続可能な自治体として発展していけるよう、職員一丸となって努力を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 今のお話を聞きまして、仁淀川町のホームページにあります町長の挨拶の中で書かれた文書そのものを述べたように聞きました。その中の文章の中では、重点施策として、子育て世代への総合的支援、安全・安心な生活づくり、農林業の振興、高齢者福祉の強化、伝統文化や資源を生かした観光振興、これらに取り組みますとその文章では書いてあります。今話した内容はほとんど同じように聞こえました。

それは今の時点で果たして、自己評価でいいんですけど、達成されているか。その目標がどういう段階にあるか。答弁の中では、今の時点ではまだ次期に出馬するかどうかは検討中だと、そういうお答えでしたが、それはそれでじっくり考えていただいてお答えを出していただければよいのですが、今まで自分が約束したこと、述べたこと、重要課題、それをきちっと果たしてきた、そう自信を持って言えるのであれば、そのことをもう一度お願いします。

○議長 古味町長。

○町長 藤崎議員の再質問にお答えします。

自分が今まで行ってきた施策の中で、極力ハード整備は控えて、ソフトを中心にやってきたという思いがあります。これは財政の健全化を目指したもので、自立可能な自治体となるための関係でございます。

そして、今までやってきた施策がどうなのかということではありますが、先ほども言いましたが、ソフト事業を中心に、子育て世代の関係であるとか、そういったこと、そしてヘルパーさんとか保育士さん、そういったことの処遇改善であるとか、そういうソフト面を中心に行ってきました。

ただ、今まで2年間は本当にコロナの予防、それから対策ということで本当に振り回されたような感じがあるんですけど、やり残したこともたくさんございます。今後そういったことも考えながら、自分の目指す施策について力を注いでいきたいと考えております。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 最後の質問というか、再々質問になりますが、繰り返しになりますけど、町民に理解される、町民が、町長はこうやって人口を増やそうとしているんだと分かるやり方、そういうものを浸透させないと、どうも消極的ではないかなと、そういうふうを受け止められてしまうと私は思います。ですから、町民に浸透させるにはどうしたらいいか、分かりやすくするにはどうしたらいいかということも考える中に、重点として置いてほしいと思います。質問はこれで最後とします。

○議長 古味町長。

○町長 住民に浸透してないのではないかなというような質問でございました。

確かに今のところを浸透してない、そういったことを自分も自覚をしております。ただ、数年後にはある企業がこちらに来て、工場、営業、そういったことをやろうというような話にもなっておりますし、そういったことで、長い目で見なければなりませんけれど、そういうことも考えております。来年、再来年にできる話ではないかも分かりませんが、そういったことも、少しでも人口が増やせるような施策を今後も考えていき、また、それをいかに住民に理解していただくか、そういったことも今後考えていきたいと考えております。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終了します。

本日の日程は全て終了しました。これにて散会といたします。

明日最終日も10時、議案の審議となっております。よろしく願いいたします。皆様、お疲れさまでした。

午後 4時20分 散会